

第 63 回「上海 IPG」会合

日時：2013 年 3 月 21 日（木）14：00～18：00

場所：上海龍之夢大酒店 4 階 Ball Room A

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

それではお時間となりましたので、第 63 回上海 IPG 全体会合の前のピックアップ講座を開始したいと思います。改めまして私、ジェットロ上海事務所の秋葉でございます。

上海 IPG ピックアップ講座では、全体会合の始まる前に情報提供をしたいということで試みをしているコーナーです。本日は北京 IPG の WG 活動報告と題しまして、今回全体会合の議事でも出てきますけれども、中国 IPG への統一化ということを目指しているところです。上海 IPG の会員の皆様方は、必ずしも北京 IPG のメンバーでない方が多数ですので、実際に北京 IPG、特に WG 活動はどういうことをやっているのかを皆様に情報共有したく企画させていただきました。本日は非常に活発に活動されている 4 つの WG、その中のエッセンスを皆様と情報共有していきたいと思います。

始めに実務ワーキンググループ（以下「WG」という）でございます。コニカミノルタ中国の前川様から活動報告をしていただきます。

「上海 IPG ピックアップ講座」

【テーマ】①実務 WG 活動報告

【講師】柯尼卡美能達（中国）投資有限公司 中国知識産権中心 部長 前川徹氏

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介に預かりましたコニカミノルタ中国の前川でございます。よろしくお願ひ致します。北京の WG 活動を紹介する機会をいただき、ありがとうございます。

北京の WG 活動ですが、2010 年の始めから始まり、まだ 3 年というところでございます。当時は 3 つの WG が発足しましたが、現在は 4 つの WG がございます。

最初にその中の 1 つである実務 WG について紹介させていただきます。実務 WG の大きな目的は、中国専利法というのをキーワードにそこで規定されている発明専利、実用新案、意匠について研究して、日本企業の専利権の取得及び活用に役立てるということを目的にしております。WG 活動は 3 年前の 2010 年 4 月に始まっております。

これまでの活動テーマですが、最初はちょうど専利法が改正されたという時期で、職務発明が注目を浴びていたということで、職務発明について色々研究を行いました。その後 2011 年からは実用新案が中国で非常に多く出願され脅威になるかもしれないということで、実用新案についての調査研究を始めております。3 つ目は、日中 PPH です。2011 年 11 月から日中の中で PPH が始まったということで、それについて調査・研究を行いました。

したがって 2012 年度の活動としましては、実用新案と日中 PPH という二つの研究を進めて参りました。簡単ではございますが、その二つについて内容を紹介させていただきます。

まず WG の中で「チーム」と呼んでおりますが、実用新案チームということで、急増しております実用新案に対する防御と活用という両面から検討を行いました。メンバーは 19 法人となっております。上期は防御と活用という面の防御について何ができるかということについて調査研究を行いました。まず日本と中国の実用新案制度の違い・対比について整理を行いました。その結果、中国においては非常に実用新案制度が権利者側に有利なものになっているということが分かりました。この現状を訴えていきたいということで、9 月に北京において開催されました中米日韓のラウンドテ

ーブルの場におきまして、富士電機の広瀬様がパネリストとなって、日本と中国の実用新案制度の違いを説明して、中国の方は非常に権利者に有利になっている点を改善して欲しいということで発言しております。

その後、無錫で中日韓の特許庁の会合がありまして、中国側の発言としまして、中国では特許しか許されておられません情報提供が、実用新案についても受け入れるということでした。法的な規定はございませんので、それがどれだけ実現できるか不透明な部分がございますが、そういう発言が中国側からあったことは一歩前進したと思います。もう一つ、訴訟の提起につきましても実用新案に関する調査報告書の提出が前提になるというような発言もあったということで、その点についても一歩前進したのではないかと思います。

その他の活動としましては、9月にあった特許法の改正パブコメに関して、こちらの意見をまとめて提出するような活動を行いました。あと4つ目ですが、IIPPFが準備を進めております最高人民法院に対する建議書の中に、実用新案の是正を訴えるという点を入れていただけたということです。ただ日中のごたごたがあったため、まだ実際には最高人民法院に建議書は渡せていないという状況ですが、今後渡せると期待しております。以上が上期の活動です。

下期の活用としましては、具体的には各メンバー企業様に各社様でやっている実用新案に関する考え方ややり方を紹介していただいて、情報共有するというような活動をやって参りました。その中では、S I P Oウェブサイトで公開している実用新案についての考え方も紹介していただいて、メンバーで情報共有しております。

あと最近ですと、審査に関する審査指南の修正に関するパブリックコメントがありました。それに対しては急遽WGで臨時会合を設けまして、パブリックコメント意見のとりまとめを行っております。なお、各社に発表いただいた下期のリストを参考までに添付しております。

続きまして、日中PPHのテーマについてご紹介させていただきます。目的としましては、2011年から始まった日中間の審査ハイウェイについて理解を深めて、上手く活用していくためにはどうすれば良いかということ調査・研究しようということです。メンバー法人は記載しております6法人様です。

活動内容としては、制度を知らない議論もできないということで、日中PPH制度の勉強会から始めました。その後、実際どうなっているのかを見たほうが良いということで、各メンバー企業様の方にアンケートを配布してPPH制度を利用した具体的な案件を徴収してデータを分析するというような活動を行いました。

アンケートにつきましては61件の案件をアンケートで収集することができました。その中で審査のスピードが通常案件とPPH案件でどう違うかとか、審査の期間がどう変化しているかとか、拒絶理由の内訳にどのような違いがあるのかとか、あと拒絶理由の受理件数がどうなのかといったデータを分析しております。申し訳ないですが、詳細なデータをこちらには掲載しておりませんのでご了解ください。あと見て頂ければ良いのですが、下の欄の④で2012年は1,008件の受理があったということです。最終的な考察としましては資料に考察をまとめております。申し訳ないですが、時間の関係がありますのであとでご覧いただければと思います。

そして実用新案のチームと日中PPHですが、今年度で一定の成果が出たということで区切りを付け活動を終えたいということで考えております。2013年度どうするかということですが、企業メンバー、幹事会と検討いたしまして、2013年度は次の三つのテーマで活動していこうと考えておりますので、簡単にご紹介させていただきます。

WG 活動の目的は同じでございます。

一つ目のテーマは法改正後の意匠制度の研究ということでございます。二つ目は補正の制限に関する調査研究、三つ目が公証手続きの把握、という三つを考えております。意匠制度についてですが、法改正で新しく導入された類似意匠などについて調査研究していくことを考えています。

次に補正の制限でございますが、ご存じの通り、中国は補正が非常に厳しいという現実がありますので、それに対応するにはどうすればいいかという事について実務家や代理人を含めて調査研究し、どのようにすれば良いのかについて考えております。

公証ですが、中国におきまして技術流出や無審査で許可される実用新案に対する防御の1つとして公証が考えられます。ただ公証に関して豊富な経験があるわけではございませんので、どのような手続きをすれば良いのか調査研究し手続きやテクニックを把握する目的で活動していきたいと思っております。

以上3つのテーマで2013年度の活動を予定しております。

なお、私事でございますが、この3月に日本に帰任致しますので、2013年の実務WGのリーダーはデンソーの前川さんをお願いしまして、お引き受けいただけるという事です。よって、2013年度からは前川さんの元で実務WG活動が実施されるということになります。以上でございます、ありがとうございました。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

前川様どうもありがとうございました。

続きましてマネージメントWGの熊沢様お願い致します。

[テーマ]②マネージメントWG活動紹介

[講師] 兄弟（中国）商業有限公司 知識産権部 部長 熊澤 一氏

ご紹介いただきましたブラザー中国の熊澤です。私はマネージメントWGのリーダーをやっております。活動報告紹介と受けとっておりますので、簡単な資料しかございませんが、口頭で説明させて頂きたいと思っております。

時間もございませんので、お手元の資料を見て頂きながら進めていきたいと思っております。マネージメントWGは3つのグループから成り立っております。特許事務所調査チームという事で7法人、法律事務所調査チームという事で8法人、特許情報調査チームという事で11法人にて活動しております。具体的にどんなことをやっているかと言いますと、次の3つ目の資料を見て頂ければと思っております。

特許事務所調査チームは、リーダーをマツダ中国の小林様にやっていただいておりますが、今年度の実績としましてはジェットロ北京のホームページの代理事務所のページの改訂です。中国にある全ての特許事務所に対してアンケートを出し、て回答を頂いた特許事務所については、このホームページに全部載っております。これを見て頂ければ、ある程度特許事務所の状況などが分かるようになっております。この情報につきましては逐次更新していく形で考えております。

2つ目としては北京以外の特許事務所を訪問し、事務所の状況を把握するという事で、この6か所の事務所に訪問いたしました。大連は北京に来てくれたので北京で交流しましたが、それ以外のところはメンバーが直接、事務所に出向き、交流をする活

動をました。

主な目的としましては、出願や権利化の品質をどう考えているかについて意見交換したり、実際に事務所に行って日本語で対応出来るか？、それとも英語なのか？、実際事務所に行かないと分からないような情報を共有しました。当然われわれの質問に対する回答などを含めたコミュニケーション能力を把握し、チーム内だけですが、詳細な議事録、訪問記録を作り、チーム内で共有できるようにしました。その中において各メンバー個人の評価事務所に対する評価も具体的に書くようにしています。

WG用の議事録として、事務所の特徴、各地方の人脈、中央政府との人脈など一般に出てこないようなことを記載してWGグループ内に展開しております。次年度は、上海、蘇州、アモイ、西安等内陸などを訪問しようと考えています。北京地区の事務所に関しては、大手事務所は大体、同業会社がすでに依頼しているため、新規に依頼してコンフリクト等の問題が出てくるといけないので、中規模の特許事務所を訪問し新しく開拓できる事務所があるかどうかを調べることを考えています。当然、ジェトロのホームページは新しく情報が入り次第更新していきます。

それから外部機関による特許事務所の実績の調査をやりたいと考えております。これは後で出てきます法律事務所調査チームと同じような形式にして、特許事務所と法律事務所の実績調査を行い、発表したいと考えております。

2つ目のチーム、法律事務所調査チームです。パナソニック中国の郭さんにリーダーをやっていただいております。テーマとしては知財訴訟に耐えうる法律事務所の情報収集という事で、今年度は5回、全部で8事務所に実際に訪問しました。内容としては、法律事務所の情報収集の他に、証拠収集とか、公証制度とか、特許訴訟とか、無効審判などについて具体的に質問を致しまして回答を貰い、更に質問をする形で情報意見交換をやっております。このチームも議事録を作りグループ内でシェアしております。このチームの特徴は、意見交換の際に、各会社が自社の疑問事項についても質問をして、それに関して回答を頂けるという特典があるのではないかと考えております。もう一つの成果と致しましては事務所を訪問しまして非常に面白い話題があった場合については、たとえば北京IPGの全体会合でセミナーを開くとか、グループ内でセミナーを開くようなことがあります。具体的な内容と致しましては、北京IPGの全体会合でエプソン様のインクジェットカードリッジの事件に関する内容を報告して頂きました。次年度は、法律事務所を選ぶ方法として事前に注目される判決文を検討して面白そうな事務所を選んで訪問したいと考えております。

3つ目、特許情報調査チームです。リーダーをNEC中国の山口様にお願いしております。テーマとしては中国特許情報の実態把握という事で、中国にどんな検索システムがあるかという勉強から始まり、今年度は具体的に特許調査できる場所を訪問しました。3つ目の所は接触だけでまだ訪問出来ておりませんが、訪問する予定ではございます。2つ目、CNIPRの継続調査という事で、知識産権出版社との交流をやっております。今年度としては、6月に交流をやって12月にCNIPRの新プラットフォームの説明会を実施いたしました。3つ目、北京東方リンデンと検索諮問中心に具体的に調査案件の依頼をしまして、その検索報告の評価を今やっている最中です。まとまりましたら報告書として作成する予定です。それから各社の検索システムという事で、彼速による検索システムの紹介も実際に来て頂いてやりました。5番目として具体的にアジア特許情報研究会の伊藤様に講演をやってもらうとともに、伊藤様たちと一緒に見えたメンバーの方と意見交流会を行いました。

次年度は上記テーマを引き続き行いますが、判例データベースの調査とか機械検索

の品質調査等計画しております。以上が今年度です。

来年度の紹介もしておきますと、目的は一緒です。日系企業の知財マネジメントの観点から中国知財に関する各種研究を行い、ひいては参加各企業の今後の知財業務の向上に反映させるという目的は同じでして、チームも今年度と同じにしようと考えております。ほぼ、やる内容は今年度と変わりません。特許事務所については、今年度と違うのは中小の特許事務所にも訪問するのが一つです。先ほど説明しましたが、外部機関による特許事務所の実績調査も行います。

2つ目、法律事務所調査チームですが、基本的には今年度と同じですが、今年度やることは過去に全部で16事務所ほど訪問しているのですが、その法律事務所と来年度訪問する事務所とをまとめた形でジェトロ北京のホームページに掲載することを考えております。法律事務所も同じように実績調査を行う事を考えております。

特許情報調査チームですが、基本的には先ほどにもお話しましたが、今の流れで、本年度やったもの以外に判例データベースと機械翻訳の品質について力を入れてやっていきたいと考えております。

基本的にマネジメントWGは毎月第2週に行います。特許情報調査チームは第2週火曜日の午前中にジェトロ北京で行うことにしております。特許事務所調査チームと法律調査チームは基本的にはメンバー企業持ち回りで会場を提供して頂くとともに、法律事務所や特許事務所を訪問致しますので、不定期な形になると思います。基本的には色々な所を訪問しますが、ジェトロ様やIPGからは金銭的な補助はありませんので、全部自前、地方も自前で行くという事になりますので、もし参加される方はその覚悟をしていただいて参加して頂きたいと思っております。以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

熊沢様どうもありがとうございました。

続きましては企業戦略WGということで、富士電機の広瀬様お願い致します。

[テーマ]企業戦略WG 2012年活動報告・2013年活動計画

[講師] 富士電機（株）北京駐在事務所 知識産権担当部長 広瀬 正幸氏

こんにちは。富士電機(株)北京事務所の広瀬と申します。企業戦略ワーキング(WG)についてご説明させていただきます。企業戦略WGは他のワーキングとちょっと異色でして、主たる目的は2つあります。一つは、日系企業が中国市場に参入する上で参考になる中国特有の仕組みを学ぶ、もう一つは参入する上での法的障害を調べるという事です。お手元の資料の3を見て頂ければ分かると思うのですが、この3年間は主に前者について調べてまいりました。

今年度は、その中で特に具体的な企業に絞って調べていこうという事で、参加企業約11社13名で活動してまいりました。特に前半は、これを調べる上で過去2年に色々疑問に上がった点を他のWGと情報交換したり、実際に清華大学などに訪問して調べてみました。たとえば、中国の大学と日系企業を含む外国企業との共同出願を調べたところ欧米企業と中国の大学との共同出願がほとんど見つからない。もちろん単独出願の可能性はあるのですが…。一方で特定の中国企業では積極的に中国の大学との共同出願を行なっている。あるいは、日本企業が中国の企業や大学と国境を越えて技術

契約を締結する際に、技術輸出入管理条例の手続きをどうしているのかといった事を、この分野に詳しい他のWGと情報交換をする事を上期で主に行ってきました。

下期は具体的に通信分野、医療、新エネの3つの分野について中国の先端企業、そして欧米の先端企業を例にとって具体的に調査をしていく事を2つのアプローチから行いました。一つは技術経営の視点からのアプローチという事で、この分野に詳しいチャイナウェイの尹社長のご指導を頂きました。もう一つは、知財分析のアプローチで北翔知識産権代理有限公司の西内先生のご指導を頂きながら分析してまいりました。

一方、これらの分析結果を現場の視察により検証しようという事で、中関村大興バイオ医薬基地や、とか中関村の管理委員会などを訪問しながら、これまで学んだ事を意見交換して検証する事を行ってまいりました。この1年で得られた成果としては大きく3つあると思います。1つは中国市場への参入の仕組みですが、例えば風力発電の分野で、中国企業としてシノベル、外資系企業としてシーメンスをそれぞれ例にとり、これを前年のマクロ調査で確定した6つのステップに当てはめて、具体的な参入アプローチの事例を調べてみました。その結果、一番上の国家方針政策の策定の段階では、シーメンスなどを含めて欧米企業の参入は難しいという事が分ったのですが、真ん中あたり、標準化の制定、あるいは技術戦略の制定の段階では積極的に欧米企業は参入していました。それを具体的に検討していきますと標準の関係ですと、「産業連盟」という言葉が頻繁に聞こえてくるのです。「産業連盟」は何かと言いますと、科学技術部から研究補助金を受け取る1つの受け皿となっているようなのですが、認められているのは60ぐらいあって、そうではない一般的に勝手に作っている「産業連盟」もかなり多数あるようです。ここで業界を超えて主だった企業や大学、研究機関などが連携をしていてそこで補助金を受けながら連盟標準を作って業界標準に育てていくということです。欧米企業はここに参入している中国の企業や大学とうまくつながりを持ちながら情報を収集しているという事が1つの推測として挙げて参りました。これは次年度も引き続き検討したいと思っています。あるいは技術制定の段階における参入に関しましては、先程も申しましたように、共同出願について欧米企業はほとんど見当たらなかったのですが、中国/台湾系企業では、華為技術(Huawei)社や鴻富錦精密有限公司(FOXCONN傘下)においては積極的に中国の大学と共同出願を行なうという全く違うパターンが見えてきました。この辺も来年、引き続き検討したいと思っています。

こういった成果とは別に、依然としてよく分らない事がございます。それは最初の当WGの目的で触れました、2番目の目的、参入する上での法的障害、この障害として具体的には、皆様がよくご存じの中国の技術輸出入管理条例というのがございます。具体的にはライセンスの保証責任といったものが取り上げられておりますが、これをどうやって欧米企業は回避しているのか、あるいは契約を結んだ時に商務局に届け出る手続き、そういったものを欧米企業はどうしているのだろうかという事があまり良く分らない。特に中国の企業・大学や中関村の管理委員会で聞いてもよく分らないのです。

これをもう少し調べたいという事で、来期(2013年度)なのですが、今申し上げた3つの点について調べたいと思っております。1つは、国境を越えた技術移転の規制の検討です。これは上期に重点的に行っていきたいと思っております。この辺の技術の輸出入管理条例の法的課題につきましては、上海の特許WG、北京の法務WGなどで既に具体的に検討がされて、課題もわかっております。我々はそれを再度検討するわけで

はなく、欧米企業はどういう風にこの問題に対応しているのかという点に焦点を当てアプローチしていくという事でございます。

2 番目に産業連盟に焦点を当てて欧米企業の実態を調べようと思っております。

最後に 3 つ目の中国の大学の活用を引き続き検討していく予定でございます。他の WG と異なりまして、この WG はグループに分かれておりませんので、1 つの WG で継続して行っています。引き続き参加者を募集しておりますので、ご関心のある方は是非ご連絡ください。以上です、ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

広瀬様どうもありがとうございました。

最後に法務 WG 活動報告と致しまして日産中国の中込様お願い致します。

[テーマ]法務 WG 活動報告

[講師]日産（中国）投資有限公司 知識産権総監 中込 敬大氏

こんにちは。日産中国の中込と申します。今日は、北京で活動してます法務 WG について簡単にご紹介したいと思えます。この資料は先日行われました北京の全体大会でもちょっと使った資料でして、一部はじめて聞かれる方にとっては絵と図が入っていないので少し見苦しく分かりづらい点はあるかと思えますけれども、簡単にこんなものだという事をご理解いただければと思えます。

まず最初に 1 ページ目の活動目的と活動内容と書いてありますが、法務 WG としては一般的に読んでいただくと分かるとおりにどこにでも通用する言葉となっておりますが、知財関連の法令を調査分析し、うまく活用して中国における日系企業の健全な発展に資する事を目的とする形を 1 つ大きな目標として掲げております。

私が 2011 年から来まして、2011 年の後半から前任のキャノンの方から引き継ぎをしまして既に 2 年間経過しております。

2011 年、2012 年について、この表の中で簡単にこの 3 つのテーマを軸で活動してきました。2011 年 2012 年も大きな所では変わっておりません。課題として挙げているテーマは 1 つ目は法務 WG、法務という契約という風になりますので、技術ライセンスに関する諸問題の研究です。もう 1 つはここで挙げている法令という事で知財重要関連法規の法改正の分析です。テーマ 3 番目 3 つ目については少し各論になりますけれども営業秘密に関する諸問題の研究という事で、2011 年に掲げた目的を 2012 年も引き続き行っております。ちょっと違うのが、契約の部分のテーマ 1 の所がライセンスを少しやった後に同じ契約という事で開発契約に関する部分に少し踏み込んでおります。

そんなに多くのメンバーがいるわけではなく 14 社 20 人くらい集まって、ダブってこられてる方もいらっしゃるので大体 10 名弱で毎回活動している状況です。簡単にそれぞれまとめという形でご説明したいと思います。課題テーマ 1 に沿ってそれぞれチームを作っております、3 チームの体制でやっております。ちなみに CY12 と書いてありますが普通のカレンダーですと皆様カレンダーイヤーで動かされており、ここは日本の年度で動かされていますけど、ちょっとふとした事で全部 CY と入れてしまいました。なので今後のページで出てくる所は年度で見ればと思えます。

ではまず技術契約に関するという事で、技術開発契約諸問題の研究で昨年活動しま

した。約 11 回毎月 1 回活動しております。成果としては、2011 年度から引き続きやってきました、ライセンス契約に関するまとめをちゃんとまとめたいという事で上期部分 8 月まで対応しました。その後は当初上がっていたライセンスやったら次は開発契約です。開発契約もどういう形でまとめるかという事で成果の帰属とかメンバー皆様の関心の高い項目について質疑応答のような FAQ 集を作ろうということで、上期の後半から下期に向けて活動しました。今の現状はまだ最終版が上がってきておりませんが、質問をいくつか絞り込んで、ご協力頂いてる弁護士事務所の方、特許事務所の方のお力添えを頂きながら、FAQ の内容を固めて 2013 年度に入り込んでしましますが、5 月くらいには発行したいと考えております。

続いて皆様が一番関心があるところですが、法改正に関するチームになります。ここは読んで字のごとく中国における重要知財関連法規に関する解釈、そういったものの発表の研究をやっております。これは上海で活動されてる分部先生にチームリーダーをお願いしまして、原則 2 カ月に 1 回北京の全体会合に合わせて行ってきました。

法改正の解釈やまとめという事なので、この回数に限らず、それぞれ結果報告にも 4 つ程ありますが、商標法、専利法、更に皆様を悩ませた職務発明条例草案とかいろんなパブコメ等が発信されておまして、法改正チームではここに関する検討のまとめを中心に行いました。最終的には日本商会という形で最後コメントを発進させて頂いて戦略委員会の方でまとめ等やっておりますが、その前段部分でそれぞれ各自各社参加いただいている方が問題意識を持ちながらどういう風に課題を考えるかという活動をこの中で行っております。

もう 1 つ最後のチームですが、営業秘密に関するという事で技術渉外系をやっている方にとっては、よく永遠のテーマに近いものもあるのですが、やはりメンバーの中でも営業秘密や情報漏えいという視点で非常に関心の高いものがありまして、これについてピンポイントで 2 年間かけて勉強してきました。

昨年度は契約チームと同じように毎月 1 回、計 11 回開催しまして、2 つ大きな議題をやっております。1 つ目は 100 個くらい判例を選びその中でそれぞれ深掘りをして分析をする事、これを 12 月にまとめております。更には、それを踏まえた上での関連訴訟の傾向や対応策、秘密保持・漏えいに焦点を絞ったものの調査レポートをやっております。3 月頭に北京でご協力いただいている方々を含めて勉強会をやって最終版が 3 月後半から 4 月頭に出るかなと思っております。2011 年 2012 年度はこのような形の活動をやってきました。

続いてページを見て頂くといきなり 2013 年度の話になるのですが、今まで 3 チーム 3 テーマの課題で行ってききましたが、今回 2013 年度に臨みまして、営業秘密チームの仕事がやはり技術契約に近い部分がありますので、その部分をまとめて技術契約渉外の中で課題を設定して活動していこうとしています。

もう 1 つはちょっと飛びますが、法改正チームは今まで通り対応していく形です。2 つの課題で 2 つのチームで 2013 年度を活動していく予定になっております。

簡単に技術契約渉外の所ではどんなテーマ・課題でやっていくのかという事で、書いてあります通り技術流出防止とか司法鑑定に関する問題の検討をやっていきたいと思っています。

技術契約という形でここにいらっしゃる方は特許出身の方が割と多いかとは思いますが、そういう意味で特許じゃない領域で皆様が非常に関心の高い漏えいの話や、訴訟を見据えた司法鑑定の話がメンバーの中で議論として挙がってきました。まず、この技術契約渉外チームの中で上下に分けて 2 つのテーマに取り掛かるかと

考えています。1つ目、上期についてはやはりいろんな本で漏えいの話が出てきますが、いまだによく分らないとおっしゃる方も多々いらっしゃることも踏まえて時間軸なりなんなりに沿って簡単にわかりやすくまとめていく事を上期に行おうと思っています。

下期は目線を変えて司法鑑定の期間、訴訟を見据えるということです。北京には6つくらい鑑定機関があるらしいのでその辺の実情、力加減力量を調べていきたいと思っています。言葉で喋っていると何の事か分からないので、技術流出防止の所については、簡単なイメージ表をつけさせて頂いておりますが、分かりやすく言うと入社から退社、退社以後の話ということで、それぞれピンポイントで皆様の課題関心を集めながらそれに対する1つの答えを出していこうかと考えています。仕事をしていく中で個別の契約を結んだり大学あるいは企業様と開発契約を結んだりいろんな委託業務をやっていく中での注意点を盛り込んでいきたいと思っております。

そんな形で技術契約涉外チームは2つのテーマで進めていこうと思っています。続きまして法改正の話になりますけれども、ここにつきましてはテーマは従前どおり前年度と変わりません。目的課題についても昨今いろんなパブコメ等が色々出てきてますので、そういったパブコメ等を通じながら新しい意見を出して日本企業にとって好ましい法環境を整備していく事に活用していきたいと思えます。活動内容としては、パブコメの為の草案作りやまとめを作る以前に今年度につきましては、ある程度事前に自分たちで課題なりを見つけながら準備をしていく所に少し力点を置きながら活動していく方向で考えています。今度いつ何どき法改正があるからパブコメして下さいと慌てふためいてやる訳ではなく、自分たちの中で重要な法令・条例あるいは意見をピックアップしながら前倒しで準備をして、いろんな人と会いながら情報をとりながらこうあるべきだという議論を重ねていこうと考えております。特にやはり皆様の関心の高い商標法や職務発明条例、専利法、また専利法のパブコメが発信されておりますが、こういった所をそれぞれいつ何どき発信があっても即応できるような形でやっていこうと考えています。

ちょうど18日に法務WG全体の会合をやって同じ説明をし、北京の全体会合でも同じような話をさせて頂きました。北京、上海と少し距離はありますが、ご興味があれば是非お問い合わせいただければ、いろんな情報交換等はさせて頂けるかなと思えますし、ご参加いただければと思います。簡単ですが以上で法務WGのご説明を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

中込様どうもありがとうございました。また4名のリーダーの方々ご説明どうもありがとうございました。

北京IPGのWG活動は上海と違いまして、異なる特徴で深く詳しく活動されている事が十分皆様分かったのではないのでしょうか。是非この活動に参加したいというご希望あればジェトロ北京の知財事務局までお問い合わせいただければその参加手続き等させて頂きます。またこういう形でも年に1回、2回と情報共有できる場も作りたと思いますので、今後も宜しくお願い致します。

では以上をもちまして上海IPGのピックアップ講座を終了致します。これから15分休憩を取りたいと思えます。次のIPG全体会合本番は3時5分から開始したいと思えます。それまで休憩宜しくお願い致します。

「上海 IPG 全体会合」

第 1 部 各種連絡事項

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

それでは改めまして、第 63 回上海 IPG 会合を開催致します。まずは第 1 部の各種連絡事項に入ります。

その前に本日お配りしている資料ですが今回から 1 冊の冊子という形で皆様にお配りしております。こちらの方が保存もしやすいというご要望がありまして、改善させて頂きました。また入口には各種報告書を置いております。皆様お荷物になると思いますが、関心のあるような調査テーマがありましたら報告書をお持ちいただければと思います。また配布資料の先頭のページに色紙でアンケートも入れております。是非またこちらご協力いただければと思います。

それでは各種連絡事項第 1 部に入っていきます。まずは新規メンバーご挨拶という事で、今回お二方が新規メンバーに登録されました。まずゾンデルホフアインゼル法律特許事務所の二宮様、いらっしゃいましたら一言ご挨拶お願い致します。

○ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所 二宮氏

初めまして。ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所弁理士の二宮と申します。

北京 IPG には何度か参加させて頂いているのですが、上海 IPG は今回初めてであります。街並みもそうではありますが、IPG の雰囲気も北京とちょっと違うのかなと感じております。さて、私共の事務所ですが、ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所と申しまして、片仮名の名称から外資系事務所と思われる方も多いかと思われそうですが、実は純粋な日本の事務所です。事務所の歴史は長く、今年で 103 年となります。名前だけが国際的だったのですが、昨年国際化の第 1 歩として北京にブランチオフィスを開設いたしました。現在小規模ながら、北京で特許業務活動をしています。

IPG の参加名簿を見ますと、企業様が多いのですが、特許事務所の弁理士として違う視点から皆様と活動していければと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございます。もうひとつ方個人準会員として今回認められました、啓源国際特許商標事務所の宮原様いらっしゃいますでしょうか。お願い致します。

○啓源国際特許商標事務所 宮原氏

啓源特許事務所の宮原と申します。勉強させて頂ければと思ってます。宜しくお願い致します。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございます。続きまして運営幹事人事の件という事で、実は 3 月末に各種人の動きがございます。

まず本日ご出席されていないのですが、副グループ長、シャチハタの山田様が 3 月末でご帰任されるという事で、本日誠に残念ながらご参加できないのですが、皆様に

よろしくお伝えくださいという旨言葉あずかっております。

また本日お席にいらっしゃいます宇田川様も今月末でご帰任という事で、宇田川様からひと言ご挨拶頂きたいと思えます。

○重機（中国）投資有限公司 宇田川様

ご紹介にあずかりました宇田川です。幹事として約1年務めさせていただきました。私は2年半前に赴任しまして、それ以前はあまり模倣品関係を直接担当していなかったもので、こちらに来てから勉強させて頂きました。幹事の役目としても至らぬ点が多々ありました事をお詫びします。また皆様のご指導によりまして私自身も色々と勉強出来た事をお礼申し上げます。またご縁がありましたら、これ以降も宜しくお願い出来ればと思えます。どうもありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

また今回山田様にご帰任されるにあたりまして、新副グループ長が前回の幹事会で登記されまして、今回、柳田様が新副グループ長として承認されました。また柳田様からもひと言頂ければと思えます。

○東麗繊維研究所（中国） 柳田氏

こんにちは。東麗繊維研究所中国の柳田と申します。今回シャチハタの山田様にご帰任されるという事で、副グループ長を拝命致しました。今年1年を来年の中国 IPG の統合に向けての準備の年という事で、色々やる事が多いかなと思えます。その際に私として貢献できればと思っておりますのでまた今後ともよろしくお願い致します。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。またこのような新体制で上海 IPG に臨んで参りたいと思えますので、皆様ご支援のほど宜しくお願い致します。

それでは議事の3番目「北京実務レベルミッションの報告」が1月に開催されております。本日ジェトロ北京事務所から亀ヶ谷部長が来られてますので、亀ヶ谷より報告致します。

○ジェトロ北京 亀ヶ谷氏

ジェトロ北京事務所知的財産権部の亀ヶ谷でございます。今ご紹介がございましたように、1月中旬に IIPPF と日本政府による知財問題についての官民合同ミッションが実施されましたので、ご報告をさせていただきます。昨今の日中情勢の影響があったところですが、今回の訪問では、中国政府機関として国家質検総局、海関総署、国家林業局の3機関への訪問が実現致しました。その内容をごく簡単にご紹介いたします。

まず質検総局では、商標の巧妙化表示の問題を取り上げました。一見商標が付されていなくても、テレビの画面をつけるとその商標が表示されるようなものについて取り締まっていたきたいという要望に対して、偽造品といえる疑いが濃厚なものは、製品品質法 54 条により取り締まりが可能との説明がありました。また、帳簿関係の書類を廃棄するような故意の隠蔽を厳正に取り締まっていたきたいという要望に対しては、質検総局の裁量範囲内で行っていききたいという回答がございました。

海関総省は、権利者に写真提供を行っておりますが、その具体的運用を決めるため

に、日米等税関の情報を集めているとのことでした。また、税関による職権差止めの際に税関からの情報提供がなかった案件や、権利者による情報提供があつたにもかかわらず、税関で止められなかった案件について、情報提供依頼がありましたので、今後、みなさま方に協力をお願いさせていただくことになると思います。林業局では、植物品種保護対象をより拡大してほしいとの要請を日本側から行いました。簡単ですが以上でございます。

○ジェットロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。こちら北京の実務ミッションにつきまして何かご質問ございますでしょうか。

続きましてもう一つ、こちらも2月に広東省に向けての広州実務レベルミッションが実施されました。こちら丸山グループ長の方からお願い致します。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

それでは資料3をご覧ください。3-1、2の所で経緯・日程をご覧くださいになる事が出来ます。資料3-2を利用して概要をご報告したいと思えます。広東省では経緯の方がありますように、当時の汪洋書記長とIIPPFの志賀座長との合意により行われているものになります。

まず広東省の工商局になりますけれども、三打亮剣という広東省で行っている特別な模倣品の摘発プロジェクトに対し、我々IIPPFまたは中国IPGとしてお礼申し上げたという事になります。まためくって頂いたページになりますけれども、下の方に商標表示の巧妙化というものがございます。こちら上海IPGでも紹介しました、液晶テレビの表示で商標が表示されているというものです。これについて、工商局は商標権を侵害している者を取り締まる事になっていることから、このパートの5行目にありますような意見交換をしました。ただ、残念ながら現行の商標法には侵害に該当しない、つまり、液晶テレビの画面で電源をオンした時に商標が表示されるというものは商標法の侵害に該当しないという見解が出てしまいました。

また次のページになりますが、広東省知識産権局になります。こちら我々の活動が知識産権局のバックアップで成り立っているという事もありますので、お礼または色々な情報交換等の総括というものをさせて頂きました。

4ページの下の方になります、広東省質量技術監督局の訪問の内容です。こちらもやはり三打亮剣活動に関する謝意、また自動車WGで行われております価格認定プロセスの件、それから商標表示の巧妙化の件でお話をしました。商標表示の巧妙化につきましては、広東省質量技術監督局は先ほどの北京中央ミッションでありましたように、製品品質法で取り締まり出来ますという事になりました。また自動車に関係しますと模倣品のエアバッグの取り締まり等々の議論をさせて頂きました。

7ページになりますと、我々としてもはじめての公安庁を正式に訪問させて頂きました。今回の摘発においては、公安庁がやはり逮捕・拘束権利を持っているという事で大変な成果を出していただきましたので、その謝意をさせて頂きました。

トピックスは8ページになりますが、皆様にお知らせしておきたい事としまして、上から3つ目の事項になりますが、「知的財産権侵害に関する～」という所で、今後、公安庁は模倣品の取り締まりを頑張っていくので、公安庁に3か月に1度まとめてIPG及び日本の権利者団体から案件をもらえれば、公安庁で取り締まりをしていくというプラットフォームを作りましょうというご提案を頂きました。我々は、即答という形で

是非一緒にやらせて頂きたいという事になりました。追って皆様にはご案内をさせて頂きます。これが開始されれば、広東省の公安庁の取り締まりが定期的にされる予定になっております。広東ミッションにつきましては以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。この広東広州ミッションですが、IPG もテーマは中身を詰めまして当日も発表する等の協力体制で臨んでいた次第でございます。関係者の皆様本当にお疲れ様でした。どうもありがとうございました。

続きまして5番目、2012 知的財産権保護貢献部門選定委員会が開催されました。そちらの報告こちら丸山グループ長お願い致します。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

資料4をご覧ください。1 ページ目の所で日時と参加者をご案内させて頂いております。その結果という事で3 ページ目をご覧ください。ご覧の11 機関が今回 BPA の対象機関となっております。今の所の予定では、6 月あたり北京という事で予定しております。以上になります。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございます。既に推薦された企業の皆様には結果通知させて頂いてる所でございます。開催の所、先ほど申し上げましたけれども、まだ開催日時等決まってません。ただ開催場所としては、中央機関・中央政府が参加しやすい北京で出来ればと考えております。調整状況、特に推薦企業の皆様方には前日にお知らせしつつ開催に向けて調整を進めていきたいと思っております。ご説明どうもありがとうございました。

続きまして、「2012 年度上海 IPG の活動総括」と題しまして、こちら事務局よりご説明いたします。資料5をご覧ください。今年度の上海 IPG の活動をまとめさせていただきました。本日もこの活動ですが、明日残りの WG の活動がございます。現在のメンバー数は164 社団体となっております。運営幹事の面々はこのような形となっております。ただ3 月末に山田様、宇田川様のご退任されるという事、副グループ長は柳田様と先ほどご報告したところです。

WG は以下のテーマ別業界別で開催させて頂きました。

また次のページは中国 IPG 全体活動としまして、IPG のグループ長会議を計4 回開催しております。主な内容につきましてはこちらご参照いただければと思っております。

また2011 年度貢献部門の感謝式、このような形で貢献部門の選定、また感謝式の開催を5 月17 日に行っております。日選定という所では以下の期間となっております。

展示会における模倣品実態調査も IPG の WG が中心となりまして、以下の4 件を実施しております。

また中央政府との交流会という所では、開催日はこの2 件があります。

模倣品水際対策 WG、その他 WG は別の資料でご説明しますが、IIPPF との連携活動という所では、先ほど2 つ報告しましたこの2 つのミッションに積極的に関わっていたということです。

4 ページ目は、IPG の全体活動でございます。今年度6 回開催致しまして、このような形をやっておりました。

また運営幹事会も5 ページ目以下でございます通り、臨時も含めましてこの回数を開

催しております。中国知財関連法勉強会は明日が最終回となりますけれども、今年度計5回の開催となります。

地方行政当局識別セミナー等または地方行政当局との交流活動はこういう形になっております。調査及び情報発信というところでは、IP ニュースレターの配信等もやっているという所です。

8 ページですが、活動総括という所をご覧いただければと思いますが、今年度は毎回アンケートを取るようになりまして、上位での平均満足度 94.62%との数字を頂いております。毎回アンケートを取る事によりまして皆様のご希望、こういう話を聞きたいというところをタイムリーに吸収しながら改善等行っているところでございます。

情報発信状況の充実化、WG 活動の支援をさせて頂いております。

特に江蘇省 TSB とのブランド保護連携フォーラムですが、皆様ご存じの通り、9 月以降日中関係の影響で、江蘇省 TSB や政府当局との連携など日中連携のセミナーが一時ストップしてしまったという状況になっております。当初企画していた様な、税関向けのセミナーや工商局向け質量局向けの連携してやるようなセミナー等は軒並みストップしてしまったという状況でございます。

5 番目の感謝式は5月に開催できたのは幸いであったと思っております。また中央政府向け上海 IPG の成果普及という所では中国 IPG として、先ほど言ったミッション等、中央政府との交流会もさせて頂いていた次第です。

今年度3月の締めめの所という事で、このような形で上海 IPG の活動総括という事でまとめさせて頂きました。来年度につきましては、この後皆様にもご審議頂くような計画案を発表したいと思っております。以上、今年度 IPG の活動という事で振り返りをさせて頂きました。

それでは続きまして、第1部で一番大きなテーマになりますが、2013 年度に向けまして前回の IPG 総会でも中国 IPG 化の動きをご説明させて頂きましたが、中国 IPG の運営規定案につきまして、本日ご説明させて頂きまして、皆様のご承認が取れればと思います。こちら丸山グループ長、宜しくお願い致します。

○理光（中国）投資有限公司 丸山氏

まず資料 6-1 ですが、前回の上海 IPG 全体会合でご説明しました全体の流れですので今回は割愛させていただきます。また資料 6-2、このような組織にさせていただきたいと皆様から説明させて頂きました。

先ほど秋葉様からもご説明頂きましたように、資料 6-3 : 2013 年度中国 IPG 運営規定（案）をご説明したいと思っております。重要な所をご説明したいと思っております。まず第 2 条という所で今回の 2013 年度上海 IPG 運営規定（案）というのは、暫定の 1 年間という事で規定させていただきます。2 ページ目で皆様に関係する入会という所になりますが、入会では 3 つの部会に分かれた形で 2013 年は行っておりますので、北京部会・上海部会・広東部会のいずれかに入会の申し込みをして頂き、その時の入会の審査は、現在で言います北京 IPG・上海 IPG・広東 IPG の今のルール通りの入会審査をさせて頂くという事になっております。

また 3 ページ目の第 14 条になります活動参加については、現在の上海 IPG のルールでは年 2 回全体会合に参加していただく事をルールにさせて頂いておりますが、後ほど出てきますが回数が少し減ります。アンケートへの回答を 1 回して頂き、全体会合への参加が 1 回という緩和された条件にさせて頂いております。

今ご説明しましたように、全体会合の開催で第 16 条になります、北京・上海・広東のいずれにも参加が出来るようにという事で、北京部会が 8 月を除く偶数月、上海部会は 1 月を除く奇数月、広東部会は 8 月及び 1 月に開催するという事で、ここには明記しておりませんが、原則第 3 木曜という事で今日のような第 3 木曜日に開催させて頂くことを予定しております。

3 ページ目から 4 ページ目にかけてになりますが、守秘義務という事で 18 条では全体会合で会員メンバー内の情報を管理していただく様にさせて頂いております。先ほどピックアップ講座で WG 活動の紹介を色々させて頂き、また後ほど上海 WG 活動の紹介もさせて頂きますが、第 19 条の所で WG の成果は公開されるという事になります。IPG 活動は、皆様の参加でやっていく活動ですので、基本的には公開していきますが、WG の取り扱い情報及び途中成果は各 WG の判断により公開可否及び公開範囲を決定するという事にさせていただきます。なぜなら、一番良い情報はなかなかほかの所に公開できない事もあったりしますので、WG 内限りという情報の管理もさせて頂いております。なるべく皆様にも WG に参加していただいて情報を出していただくと共に、他社様の情報も頂いたりするという互惠という形で皆様も是非 WG にも参加して頂きたいと思っております。

ポイントとしましては以上の点が重要事項となっております。このような規定案という事で、北京・上海・広東では承認手続きという事でご説明させて頂いております。

本日、上海 IPG でも運営規定案でご了承頂ければと思っておりますので、ご了承いただける方はお手数ですが拍手をお願いしたいと思います。(拍手)ありがとうございました。それでは北京と広東を合わせまして全ての合意が出来た所で 4 月 1 日からスタートをさせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏 (司会)

丸山グループ長ありがとうございました。

既に広東 IPG では 2 月末にご承認頂きまして、また北京 IPG もこの月曜日に法案が可決承認されております。という事で本日上海 IPG でもこちらの規定案が承認になりましたので、4 月から新しい体制で進めさせていただきたいと思っております。中国 IPG という形で皆様により活動しやすくより効果的に出来るような活動を目指して参りたいと思っております。皆様にもより一層ご支援いただければと思っております。本当にどうもありがとうございました。

続きましてこちらの運営規定上でも来年度からは部会長という形で各種運営していく事になります。上海 IPG としては従前ですとグループ長の交代がない限り翌年度も持ち越す形になります。改めまして新年度中国 IPG 上海部会という形になりますので、こちらにも新しい体制、丸山グループ長、柳田副グループ長がそれぞれグループ長・副グループ長になっていく形で行きたいと思っております。こちらもご意見無ければ拍手をもって承認したいと思いますがいかがでしょうか。(拍手)ありがとうございました。ご承認頂いたという事でこちらの体制で来年度進めさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。

来年 2013 年度中国 IPG 上海部会としての活動計画につきまして、私の方からポイントをご説明したいと思います。資料 7 をご覧下さい。来年度中国 IPG 上海部会の方針です。活動方針という所では中国 IPG への移行への過渡期の位置づけとしまして、中国 IPG 上海部会として IPG 活動の更なる成果の創出利用を促進する。また 2012 年度の影響がありました。2013 年度、交流再開の目的を的確に捉えまして、会員ニーズ

の高いセミナーや意見交換会といった地方政府との交流活動を再開できるように努力していく所に力を入れていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。活動内容という所では、中国 IPG 上海部会の全体会合としては年 5 回となります。原則としまして 1 月を除く奇数月の第 3 木曜日に開催を致します。日程は決まっておりますして 5 月 16 日、7 月 18 日、9 月 26 日、11 月 21 日、3 月 20 日となります。9 月は第 3 木曜日の 19 日が休日であるために、翌週 26 日に開催を計画しております。1 月は広東 IPG が開催される時期となります。偶数月は北京 IPG が開催される時期となります。

またこういった全体会合の講演テーマは、会員アンケートで要望の高い会員企業の模倣品対策の取り組みや外資系企業、中国系企業の取り組みも紹介していきたいと思っております。ピックアップ講座につきましては、全体会合と切り離しまして、ジェトロ事業としまして在華東地域日系企業向けの基礎的な知財セミナーに切り替えまして普及啓発並びに会員拡大を目指す方針とさせていただきます。ピックアップ講座を挟んで全体会合、講演という形となっております。当初の目的は新しく入られたメンバー向けに情報を提供していくのがピックアップ講座でしたが、上海で IPG に参加せずとも模倣品被害に苦しむ企業様や知財法務担当がいらっしゃらない中小で進出された企業もこういった問題を抱えていて、どうしたらいいのかという企業様が非常に多くいらっしゃいます。そういった企業様向けに別途セミナーを開催し、セミナーで問題意識が高められたら IPG に入って頂くといった作りにしていきたいと考えております。

資料 9 では、早々ですが、来週火曜日に初心者でもわかる中国模倣品対策セミナーを開催させて頂いております。実は既にもう一般の在上海日系企業の皆様にはご案内させております。既に 60 名近くお申込みいただいております。本日上海 IPG の皆様にもご案内させて頂いております。まだお席の方余裕があります。ただ基礎的なレベルのお話という初心者を対象としたテーマですので、もしご関心があるようであれば、是非ともお申し込みお待ちしております。

資料に戻りまして資料 7-1 です。部会の運営幹事会 5 回、同じく中国勉強会 5 回でやっていく事になります。全体活動としての貢献部門の開催は先ほど申し上げました通りです。その他 2 番 3 番がございます。また上海部会における全体活動としましては、中央政府部門との交流再開という形で力を入れていきます。また上海 IPG 江蘇省 TSB ブランド保護フォーラムがかなりストップしておりました。それも早急に再開していく方向で進めていきたいと思っております。また華東政府との交流も各 WG も中心としながら進めていく予定でございます。

資料 7-2、7-3 はブランド保護連携フォーラム、また各上海 WG の活動方針案・計画案となっております。江蘇省 TSB という所では、この案を基にもう一度江蘇省との調整を再開したいと思います。また資料 7-3 の WG 活動もピックアップ講座では北京の WG でご説明しましたけれども、上海の WG も活発に活動しております。

来年度の活動はこの中身でやっていく予定でございますので、皆様ご参加したいという WG ございましたら、是非事務局にご一報頂ければと思います。メンバー多く活発に出来れば WG 自体も高いところまで行けるのではないかなと思います。時間の関係で来年の計画のポイントのご説明になりましたけれども、前回の幹事会では方針案という事で承認されました。こちらで報告致しまして来年の活動方針とさせていただきます。こちらの活動計画につきましては何かご質問等ございますでしょうか。宜しいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議題 9 番目の第 5 回中国知的財産権関連法勉強会のご案内につきまして

て板山様からお願いします。

○NTN 板山氏

明日3月22日金曜日、第5回中国知的財産権関連法勉強会があります。今回のテーマは知財関連法律の基本という事で、パートナー弁護士の陳様から講演いただく予定です。当日の参加申し込みでも出席出来ますので、現地スタッフのスキルアップの為、参加の程宜しくお願い致します。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございます。お席の方まだ余裕ありますので、参加したい方がいらっしゃいましたら事務局に申しつけ下さい。また最終日という事で、一定回数参加した方には修了証を発行する予定になっております。

続きまして上海 IPG 会員の退会につきまして、こちらペーパーは無いのですが、上海 IPG の規定によりますと、出席回数 2 回に満たない会員の取り扱いに関しては、次年度に参加の希望表明をされた場合は継続という形になります。回数が満たない方への案内を明日から来週の金曜日までの猶予期間で皆様に通知しまして、参加希望があった場合は翌年も継続になります。もし参加表明がなければ、自動退会となる事をここで改めてお伝えしたいと思います。新しい規定になった際、会員の参加規程もございます。それは出席回数 1 回以上とアンケート等に協力する事と明記されておりますので、上海部会はそういう対応という形になっております。ここで念のためお知らせ致します。

報告事項が長かったですが、何か質問ございますか？よろしいでしょうか。その他の部分で実は何社かからご質問頂いた中で、全人代が始まる前に中国政府の機構改革、政府機関が編成されるというような話題が出ておりました。ご存知の鉄道部が無くなったなどといった動きがありましたが、実は知財にかかわる部分も全人代が始まる前に数多く報道されておりました。工商局、質量局等が合併され市場秩序監督局になるのではないかなという報道がされておりました。実は食品安全の関係で、食品安全部門を強化する事で執法機関や摘発する部分も合わせて強化・合併すると報道・ヒアリングがありました。最終的に、全人代ではその部分は改変されないという事になりました。ただ食品関係の許認可する部分は合併する動きがあったのですが、我々に関わる模倣品の摘発・取り締まりという部分は改革、国民を動かすよな案は記載されていませんでした。全人代が始まる前に、企業の皆様から「こういう情報があるが、こういうシーンはどうだ」という事がありちょうどいいタイミングだったので皆様と情報を共有したいと思います。以上でございます。では幹事の皆様、ありがとうございます。

それでは第 2 部の講演会に入りたいと思います。今回企画させていただいたのは、アンケートでも一番ニーズが高い日系企業がどういう活動をしているのかという所、本日は代表的な 2 社をお招き致しましてお話を聞かせて頂きます。また業界団体の取り組みという部分も、併せて行いますし、WG 活動でも企業との連携部分でもどう模倣対策が取れるのかを今回かなり複眼的に企画させて頂きました。企業 2 社、業界団体 1 社、WG 2 つ、また最後には中国市場取引市場と日本企業の留意点、5 月には上海交易会(技術貿易)の展示会フォーラム等開催されるので、タイムリーな調査が出来ましたので、その報告も併せてやっていきたいと思っております。盛りだくさんな内容ですので、私も時間進行を務めて参りたいと思っております。

それではまず、「エプソン社の中国における模倣対策」と題しまして、エプソンチャイナの小林様からお話を頂きます。小林様宜しくお願い致します。

第2部 講演会

[講演①]

[テーマ]「エプソン社の中国における模倣対策」

[講師] 愛普生(中国)有限公司 中国知識産権分室 部門經理 小林 利彦氏

エプソン中国の小林でございます。

サラリーマンなので、まず会社の紹介をさせていただきますと、セイコーエプソンは1942年に出発点を持ち、その後、諏訪精工舎に発展し、1985年に今のセイコーエプソンという名前になっております。主な製品は、プリンター、液晶プロジェクター、PC、それから電子デバイス等も扱っております、水晶振動子や半導体などを扱っております。

セイコーの名前がつく通り、当初は腕時計関係の販売が多かったのですが、現在は情報関連機器関係の販売が増えて来ております。当社トップマネジメントも知財に興味関心がありまして、まず研究開発で素晴らしい発明をして、それを基に強い特許を取得し、事業に活かしていくサイクルを回している会社でございます。1巡目がウォッチ関係でございまして、二つ目にミニプリンター、次にインクジェットプリンターと3巡回したと我々は言っております。

ここから模倣対策という事でメインの話に入っていきます。

最初に、商標権を使った司法ルートについてご紹介させていただきます。

ここに挙げましたのは、2006年と2008年の商標権侵害訴訟の関係でございます。どちらもコンパクトエプソンの形で我々エプソンのロゴを使用した会社を訴えた訴訟になります。ポイントはコンパクトフォーという言葉が小さいながらもつけられている点でございまして、これに対して司法で勝てるのかが一つのポイントだったわけですが、結果として一つ目の訴訟はきちんと勝ちましたし、二つ目の訴訟も高裁に相手方が控訴しましたがこれもクリアしてきちんと結果を出した訴訟になっております。

二つ目の商標権侵害訴訟の関係は、所謂我々でいうタグラインというものがございまして、これも中国にて **exceed your vision** で商標権登録しています。通常我々の製品ですとエプソンロゴの下に **exceed your vision** というように使うものです。それを中国のある会社が展示会や広告・カタログで使うようになりまして、さらにその後に製品の一部にタグラインを不正使用している事がわかったので、これに対しても提訴しております。まず訴訟を始める前に、侵害の証拠を固めるために、工商局を使い摘発を行いました。事前準備を行った上でシンセンの中級人民法院に提訴しております。これについてもその年の12月6日付けの判決で商標権侵害と認定されまして、在庫品の廃棄であるとか賠償金を得る決定を獲得しております。

次に商標を主に使った行政ルートのお話をします。

弊社の財務状況が数年前に比べるとあまり良くない事から、今は限られた予算で大きな効果を求められております。

従前は刑事摘発、行政摘発、マーケットスイープなど色々な事を行っていたのですが、今はそれほどお金を使っていられないので違う方式に代えております。

変えざるを得なかった理由としまして、模倣業者の巧妙化がございまして、今はストックはあまり持たない、オーダーが入ったら Fast in Fast out ですぐに模倣品を商流の下流に送る、パッケージと本体を別送する等、色々な形で巧妙化が図られているので、今まで通りでやっても効果があがらないことがわかっています。現在やっている事はこんな形になっております。

この例で言うとターゲットが四つありまして、製造のアジトとパッケージのアジトが二つありましてさらにパッケージの倉庫が二つ、こういうものをできるだけ深い調査を行いまして、一斉摘発に持っていくという方針で進めております。

その例の一つが 2011 年の IPG でペストプラクティスアワードの 1 つになった AIC での工場摘発の関係です。数日間に渡ってフルライン工場 9 社とパッケージを斡旋する業者 1 社と倉庫一つを一斉摘発しております。このように、できるだけ調査を深くすすめて表面的な所ではなく商流の川上のアジトを見つけ出しまして一斉摘発する活動を今は行っております。

次は他国の模倣品対策チームとの連携という事で、この例は中国の製造から販売国の欧州などに行ったりとか、あるいは、1 回トランジットがありましてカントリーCをかませ、例えばこれがシンガポールマレーシアであったりするのですが、カントリーB、カントリーCでやっている弊社の他の模倣品チームとの連携をとりまして、そこから情報をフィードバックして頂き、製造地である中国でたたく事を盛んに取り組んでおります。

この例はプロジェクトランプ関係でございまして、欧州の摘発においてショップオーナーからサプライヤーである中国の会社の情報を入手しました。その情報を我々が過去に摘発した会社の住所などと比較すると、実はこの情報を得た前年に行政摘発した会社であることが分かりました。それは住所が完全に一致したからであります。この会社は我々が摘発後に社名を変更しているのですが、住所情報から再犯をしている事が分かりました。その為に追跡調査をかなり行いまして、この時には卸の倉庫や製造のアジトを含む複数の拠点を一斉摘発することができました。

このような攻めの時に我々が更にやる事はフォローアップの活動でございまして、メディアによる警告活動であるとか、行政との関係強化を行っております。

まずメディアはテレビ・新聞・WEB などその時々地域や協会などの状況に応じてメディアを選択しております。更に重要な拠点で大きな成果を上げて頂いた行政に対しては感謝の意を伝えるという事で、我々のトップも招いて盾の贈呈式なども行いましてパイプの強化に努めています。

次に水際取締という事で税関の関係です。

税関セミナーは水際 WG にも参加しておりまして、IPG の水際 WG の税関セミナーなども活用させて頂きながら自社独自でもセミナーを開催しております。我々としては、重要拠点の税関を選択しまして、そこには少なくとも 2 年に 1 回は税関セミナーを開いていこうという事で、特に当社の模倣品対策チーム（広州）にある精鋭部隊が税関教育に関して積極的に取り組んでおります。

今度は特許権を使ったオフENSEの話になります。

まず司法ルートです。

これが 2007 年と 2006 年に北京第一中級法院と北京第二中級法院でそれぞれ同じ特許を使って行った特許訴訟になります。特許 A についての訴訟は 1 審で勝訴、両被告

とも1審の判決後に控訴してきまして北京の高級人民法院でも戦いましたが、そこでも勝訴しております。

次に特許権の行政ルートのお話をさせていただきます。

我々司法知識産権局を使いまして、2005年から現在までにおよそ20回特許権を使いまして侵害対策をしております。ここにありますように上海で2回、広東で7回とやっております、一番新しいのが2010年から2011年にかけてシンセンで行った地方知識産権局による特許による取り締まりになります。次のページは、2011年の1番最近にあったシンセンの特許による行政摘発の図になります。検討を開始したのが2010年の8月でその2カ月後の2010年10月に行政処分の申請をしています。深センは工商局や質量技術局が1つにまとまった深セン市場管理局になっておりますので、そこに申請しております。結果が出たのは2011年の4月でありまして、それぞれターゲットとなる3社、A社とは4月22日、B社とは4月25日、C社とは5月11日に和解をしまして、以後侵害品を取り扱わない声明を勝ち取る事が出来ています。

ここからディフェンスの話になりますが、我々2005年頃から行政（中央知識産権局）を使った特許による取り締まりをやっておりましたが、当然のことながら相手方からはカウンターで無効審判がかけられてきています。特許Cとしておりますが、この判決は有名で色んな論文が出ておりますので皆様もご存じだと思いますが、無効審判はトータルで7回かけられています。同じ無効審判人が(1)と(5)と(6)で3回もかけてきており、この中の一部は一つの会社ではなくて要するにインカードリッジの業界を代表する方が無効審判をかけてきています。

無効審判の結果は表にあるとおりPRBでは残念ながら特許無効の審決が出てしましまして、その後我々としては審決取り消し訴訟を起こしました。その時も北京第一中級法院はPRBの特許無効の審決を支持しまして、それを不服として高級人民法院に持ち上げています。この時は一部特許無効審決を覆すことができましたが、やはり一部は審決が維持されて無効のままとなっております。つまり1審判決は一部維持一部破棄という判決でした。

この結果に両者（エプソンとPRB）とも不服で、双方ともに最高人民法院に再審請求しています。再審請求の結果は、まずPRB側が最初に起こした再審請求が判断されまして、下級審の判決を完全に破棄してPRBに差し戻すという逆転的な勝訴を勝ち取っています。現在当社が起こしている再審請求がまだ残っておりましてそれがペンディングという状態になっています。

次も無効審判である特許Dの関係でして、これも当社にとっては重要な特許の一つであります。これも無効審判請求が起こされまして、PRBの審決はあるクレームにおいては有効だったのですが大事なクレームその他が無効と判断されてしまいました。そのために審決取り消し訴訟を提起しまして、一審では結論を覆すことができずに二審で高級人民法院に控訴しまして、そこでもPRBの審決が支持されたので、我々は最高人民法院に再審請求しました。ここでも最高人民法院に、下級審の判決を破棄して頂きまして、我々に有利な判決を勝ち取りました。特許を使うと無効審判を起こされてしまいますが、ここでは基本的に絶対負けないという取り組みが当社の形でございます。中国においては二審制が原則だと思いますが、我々の経験上でいうと、最高人民法院に再審請求した場合は大抵受け入れられるなと思っています。

次のパテントクリアランスの話をする前に、ビジネス上のお話をさせていただきますと、当社に限らず中国及び新興国で売ったプリンターは、このように外付けの連続インク供給システムに変えられていて、新規の製品がなかなか売れず改造品ばかりが蔓延し

ていました。当社としては、結局新興国に必要な製品が供給できてないのではないかという事でビジネスモデルを変更し、2010年から当社ブランドの外付けタイプのインクタンクモデルを発売しております。

これは日本特許庁さんにも扱っていただきまして、新興国でビジネスモデルを変更した例ということで掲載して頂いております。これをするにあたって当然のことながら、中国での第三者保有の実用新案権が問題になりまして、我々も無効審判をかけています。実用新案については、1回目は残念ながら特許有効と審決されてしまいました。このままではいけないので第2第3の無効審判を起こしまして、この2~3回目が統合されまして当該実用新案のクレームを無効にする事が出来ています。

これは先ほど述べたこのタイプのインクタンクプリンタを発売するにあたって、最初に中国で販売した訳ではなく、先にインドネシアに販売しました。すぐに気になるところから我々の製品を見て意匠の申請があつて登録される形になっています。やはりこういうものに対しては新製品投入に合わせてタイムリーな出願が大事であると同時に、我々が最近やっているのは、購買公証でして、特許無効の抗弁が出来なくても公知事実の抗弁は出来ますので、購買公証を行ってこれらの技術がその時にすでに公知になっているという事を証明する為の準備をしております。

最後にメディア対策です。中国において一番いやらしいのはメディアの関係だと私は思っているのですが、例えば我々の会社がアメリカのITC（米国国際貿易委員会）で中国企業をたたいた時、あるいは右側の方は先ほどの無効審判をかけた時に最初の無効審判でPRBが我々の主張を退けて実用新案を有効と判断した時の報道です。たとえば無効審判の報道を見ますと、中国企業と我々のような企業との立場が逆転したのだとの言われようでして、このようなネガティブ報道に対しましてはカウンターの報道で返しまして何とか抑えましたが、攻めていくと必ずこういう事が起こります。対策としては我々がITCをやっていた時は積極的にメディア関連の知財セミナーを行いまして、大学で有力メディアの記者を招いてオピニオンリーダーになって頂きそこで我々の考え方を伝えていく事も行いました。これは大学生向けの知財啓発活動でございまして、学生の皆様にも我々企業の内容を知って頂き知財の理解もしてもらう活動をしています。

その他写真事業展開などもやりまして、なるべくエプソンのシンパを作ろうという対策を行っております。

あまりまとまりが無かったかも知れませんが、当社としてはこのように全方位で中国での模倣品対策を進めております。以上になります。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

小林様どうもありがとうございます。全方位にやられてるという事で模倣対策、訴訟、またメディア対策は非常に参考になるようなお話を聞いたのではないのでしょうか。この後の交流会にも小林様ご参加されると思いますが、ぜひそこでもこの部分をまたお聞きいただければと思います。小林様どうもありがとうございました。

続きまして「花王の中国における模倣品対策」につきまして、花王株式会社ブランド法務部の宮川様よりお話しいただきます。

【テーマ】 「花王の中国における模倣品対策」

【講師】 花王株式会社 ブランド法務部 課長 宮川 博之氏

皆さん、こんにちは。花王の宮川と申します。今日はよろしく申し上げます。

まず花王株式会社のブランド法務部とは何かということですが、旧部署名は商標部です。基本的に花王の会社は、特許は知財センターで、商標・意匠に関してはブランド法務部で管轄しているということで、棲み分けしています。

本日は花王の中国における模倣品対策ですが、商標周りの模倣対策ということで、お話したいと思います。したがって特許に関しては今日は含まれておりません。

まず最初に花王の会社概要から始めます。1887年、今年で126年を迎えることとなりますが、当時120年前は石鹼からスタートしたということで、当時は石鹼を作っていました。当時は顔を洗う石鹼というのが国産で市場に無かったんです。そういうことで高級化粧石鹼というのを発売しました。「顔」の発音に通じる「花王」と名付け、現在の社名の由来になっているということを私も入社して聞きました。これは「意外でした、こんな語呂合わせで付けたんだな」という気がしたんですが、現在の花王という社名の由来になっているということです。

私が入った当時は、当然、石鹼の会社でしたので「花王石鹼」という社名でした。コーポレートカラーの花王というエメラルドグリーンの色ではなくて、オレンジ色の花王石鹼という社名でございました。

それから120年経った現在、事業形態としては、ここに書かれています四つの事業ユニット、コンシューマープロダクツ、ヒューマンヘルスケア、ファブリック&ホームケア、ケミカルという四つのユニットで事業が成り立っています。

ここで特徴的なところは、以前は花王という会社は、洗剤のメーカーだということで皆さんも認識していると思いますけれども、現在はピンクの部分が大体半分くらいになってきています。これは何を言いたいかと言いますと、プレステージ化粧品を含めたビューティーケアの方向に会社がシフトしてきています。したがって、現在、洗剤は全売上の四分の一くらいになっているという状況です。

売上高が1兆2千ありますが、中国のビジネスについて考えると、はっきり言ってまだ成功しているとは言えない段階です。そういう中で、今、花王もグローバル化に向けて推進していかなければいけないところですが、なかなか海外の売上比率が上昇していかないということが大きな課題となっています。海外の売上比率は、現在27%くらいです。グローバル企業の方は、そんなに少ないのかと驚かられると思いますが、そのような程度です。中国でも、これから伸びしろがあると思っていますが、まだまだ低空飛行を続けているという状況になっています。

本題に入りますが、本日は直近の事例と模倣品の対策というお話です。やはり中国において売上、知名度、売上の大きさというものと、模倣品はリンクしているというふうに考えていまして、そういう意味では皆さんがイメージされる弊社の模倣品の量とはちょっとギャップがあるかと思えます。まだまだグローバル企業の状況に比べて、弊社の模倣品は少ないというふうに我々、は思っております。なので社内の上層部に説明するときも、「資生堂さんは年間200件も摘発しているのですが、それに比べて弊社はまだまだ微々たるものです」と説明しています。

本日は、紙おむつとインターネット対策、税関対策、それから業界における他社との共同取り組みという四つをメインにお話したいと思います。

まずメリーズですが、ここ数年、弊社が中国事業に進出した時には、シャンプー、洗剤、ビオレといったビューティーケアの事業で勝負をかけたんですが、中国事業に入るにあたって少し遅れたということもありまして、P&Gさん、ユニリーバさんといっ

た欧米企業の進出が早かったということもあって、それからマーケット投資の額も違うということで、ビューティーケアの世界では大分立ち遅れた訳です。そのような中であって、ずっと売上が伸びなかったという状況でしたが、ここ数年、メリーズがどうも中国市場で売れているということで、それはなぜかと言うと、今一人っ子政策で子供に対する投資というのが非常に大きくて、やはりクオリティーの高い商品を望むということもあって、メリーズの売上が並行輸入品も含めて高くなっているという話が、2~3年前から社内的にありました。やはりもっとメリーズを売っていかねばならないということで、実際本腰を入れてメリーズ事業を展開してきたという次第です。

2013年1月、弊社のニュースリリースにも出ましたが、安徽省の合肥に工場を作りまして、実際今までは輸入販売していましたが、現地生産をして中国国内に売っていくという事業展開に切り替えました。先ほども言いましたように、中国市場の環境の変化は、やはりお母さんの赤ちゃんに対する高い品質要求ということがありまして、日本製品のおむつというのが、望まれるという状況です。

それからeコマースです。ネットでかなり売れているという状況もありまして、これは本腰入れてやるべきだという社内的な判断もあって、今はビューティーケアというよりも紙製品、おむつといった事業でどんどん売上が伸ばしていこうということです。したがって、会社全体の方向性が変わってきております。

ともあれ、メリーズが売れているということで、売れている商品に対しては模倣品が出てくるということで、直近の事例をご紹介します。

最初に湖南省長沙市にある会社が模倣品を製造販売しているという情報を入手しました。山東省にある小売店でセールスが見つけたということで、うちの部署に連絡が入りました。ここでの判断として、デザインは左側がメリーズの真正品ですが、確かにある程度イメージは似ているということですが、法的に排除できるほどの類似性ではないかなということでした。ただ問題なのは、上に書かれています日本紙品有限公司という全くライセンスしているわけでもない会社が、虚偽表示しているのが問題だということで、対応しなくては行けないということです。これは調べてみると、日本紙品有限公司が香港で登記されていました。これはよくあるパターンだと思いますが、弊社としてはあまり香港の商号登記に関しては今まであまりウォッチングしておらず、あまり意識していないという状況でした。というのは、香港で登記されても中国のビジネスに影響がないと、それほど影響が大きいのではないかという判断で、それほどウォッチングしていなかったんです。ただこの状況のように、中国香港の会社から湖南省の製造メーカーが授権されたということで商売しているということを考えると、見過ごすわけにはいかない という判断をしました。

調べたところ、この会社は自社ブランドを持っていました。そこで弊社の花王の社名を使った商品を売っているということです。それから皆さん分かりますと思いますが、花王のピンインが「hua wang」なので、上手く使っているんです。決して「メリーズ」を使っている訳ではなく、花王のピンインをブランド名にして、「hua wang ベビー」としているということです。なので直接のメリーズに対する商標権侵害ではないです。ただ社名の花王を使っていますので、商号の中の花王は商標権侵害になるのではないかという判断をしたんですが、一応授権の会社が授権しているということで、虚偽表示に当たるのではないかということで、何とか法的な根拠も作れるのではないかと考えてみました。

また販売センターはかなり大掛かりにやっています、長沙市では販売センター、

それから湖北、安徽等では販売代理店もあるということで、広範囲に商売しているということです。それからネット販売も自社のサイトを持っていて、アリババでも売っているという状況でした。香港で登記されている会社名が、日本紙品有限公司です。左側に写真がありますが、これが香港の登記です。日本紙品有限公司という会社を作って、そこが右下にあります湖南省の会社に授權しているということです。授權証は当然のことながら、この会社が自作自演で作っているという状況です。

アリババのネット上でもこのような状況で、「hua wang ベビー」を大々的に売っているということです。

対応をどうしたかということですが、法的根拠としては、デザイン類似、それから虚偽表示というところを中心に、商標権侵害および不正競争行為を理由として、製造メーカーに対して行政摘発を実施しました。

ところが、当局から、香港登記会社の授權が虚偽表示であるのかという立証を求められて摘発はしてもらえなかったんです。ここは想像ではありますが、湖南省の長沙市というのが、地方保護主義が働いて、そういった通常であれば認めてもらえる内容を認めてもらえなかったのかなということも考えられます。

ということで、対応できるところからということで、香港の商標の抹消手続き、各所の販売代理店の摘発ということと、サイトの削除要請ということとを並行してやった訳です。

各地の総代理店の摘発を順次行ったわけですが、かなりありまして、湖北、安徽、華南、江蘇ということで摘発をやっていたんですが、湖南省とはエリアが違うので、ローカルプロテクションが働かないのではないかとということも考えて、申し立てした訳です。そうしたら大体上手くいきまして、順次行政手続きで販売を差し止めることが出来たという状況になっています。先ほども言いましたように、合肥には弊社の工場ができたお膝元なので、こんなところでもこんな看板があるのは許せないということで、ここに対しても合肥市のAICに強制の排除命令を出してもらって、看板も無事に撤去してもらったという状況になります。

香港商号の抹消のお話ですが、皆さん色々経験のある会社さんがいらっしゃると思いますが、我々は今まであまり意識していなかったということで、対応してこなかったということです。赤く書かれている三つが、今回の製造メーカーの代表者が申請していました。ですから「日本」、「日本花王」、「台湾花王」、「韓国花王」と、一つずつ潰されても名前を変えればよいのかなということで、向こうは色々考えていたと思いますが、これを一気に潰すということで諸手続きを行いました。

最初、色んな会社さんにインタビューしたところ、民事訴訟でやるのが通例で、大体半年くらいかかるというお話は何いしました。ただ当然、民事訴訟なので、それなりに費用もかかるということだったので、どうしたら良いのかなということで、香港の法律事務所に相談しました。そうしたところ、最近できた制度ですが行政救済ができるということで、これは条件としては商号登記されて、1年以内だったらできるということで、所要期間も2ヶ月とあまりかからないで出来ると、そして費用も当然民事にかけるよりも安くできるということだったので、登記日を見ますと、2012年5月10日ということだったので、まだ一年以内でした。ということでは、まずは行政救済で香港CR部門に抹消申請を行った訳です。2012年11月下旬に申請して、2013年1月末に無事に削除されたということで、民事訴訟をかけるまでもなく、この抹消手続きは無事に終わったということです。

もし皆さんもこういった事案があった場合には、民事に行くのも良いですが、早い

段階だったら行政もできます。我々も先ほど言いましたように、香港で登記されている分には、中国ビジネスにあまり影響はないということで、ほっておいているんですが、もし今後中国ビジネスに影響があるということで、早めに対応したいということであれば、ウォッチングして潰していくという手はあると思います。これに関しては弊社担当者に中国人がいますので、香港のインターネットで香港の CR のデータベースを定期的に見て、見つけたら行政救済で潰していくということをやろうかなと、今考えております。

中国のメリーズの直近の対応は以上のようなことです。行政摘発、それから市場におけるウォッチング、そういったところで対応しております。

次にネット対策です。これは皆さんも頭を悩ませることですが、非常に数が多くてどうしたものかというところですが、現在我々がやっている内容としては、タオバオとアリババを中心にウォッチングして削除できるものは削除するという対応なんです。方針を簡単にご説明しますと、課題は写真では模倣品を特定することは難しいんです。というのは、弊社のホームページをそのまま盗用するとかというと、ものを買って見ないと分かりません。それからデッドコピー品は写真上だけでは分かりません。ただ値段が極端に安かったりした場合には可能性はありますが、それも買って見ないと分からないという状況なので、やはり効率的にやるにはどうしたら良いかということです。弊社としてはあまりお金やパワーをかけないで効率的にやるということで、対策の方針としては、一律の基準によって機械的に対応できる対策のみを行うという方針にしております。

具体的にはこのような状況です。3パターンありまして、一番上の状況は先ほど言いました、ホームページ上の画像を無断で使っているということです。これは著作権侵害によって画像の削除要請をすれば、すぐ削除してもらえらるという状況ですので、見つけたらどんどん無条件で削除して行って、オフィシャルサイトとの差別化を図っていくということです。画像の無断使用がどんどん消されれば、消費者がオフィシャルサイトに自然にいくだろうということです。ただそんなに簡単にはいきませんが、そういった方向で一番上をやっています。

真ん中のものは、比較的簡単ですが、真正品が存在しないアイテムです。これはカネボウ化粧品の例ですが、アクアのセット品です。セット品はございませんので、こういったものがあれば、すぐ商標権侵害を申請して販売中止要請ができます。

それから最後、問題のデッドコピー品ですが、全くそっくりのパッケージです。これはメリーズにそっくりのパッケージなので、写真上だけでは分かりません。これを全部買って侵害判定するかというと、かなりパワーとコストがかかるということで、事業部マーケット部門に、これは由々しき問題だというときには、一応ピックアップして買って真贋判定することはあります。

ただ、ほとんど、体制としては1番目と2番目をメインにやっていて、3番目は必要があるときだけやるということです。ちなみに一番最後のやつは、パッケージは花王のメリーズなんです。中を開けてみると全く弊社のものとは違うものが入っていました。かなり値段が安かったということもありまして、買ったケースです。

インターネット対策の削除は定期的に行っております。2012年1月～12月のデータですが、ターゲットとしてはメリーズとカネボウ化粧品の freeplus、kate の三つをやっておりまして、純粋に著作権に基づく、画像の削除件数を表にしたものです。あまり変わらないんですが、そのままにしておくとも増えるということもありまして、これは継続的にやるということです。調査会社をお願いしまして、弊社では担当がや

る時間がなく大変なので、アウトソーシングして継続してやっております。

ただ先ほど言いましたデッドコピー品に関しては、積極的にはやらないということです。問題がありそうだと言った事業部が判断したものについてはやるという方針でやっております。最近こういったケースも皆さん経験があるかと思いますが、左側が弊社の旗艦店のオフィシャルサイトです。これの偽オフィシャルサイトというのが出てきていまして、こういったものを、現地法務部が時間がある時に見て、見つけたということで情報提供してきました。今後は、こういったオフィシャルサイトのターゲットも調査会社にウォッチングしてもらって、削除していこうかなと思っています。右側のやつが、偽オフィシャルサイトですが、クレームをつけまして最終的にはこういう形で変更したという状況です。

次に税関対応です。これは一枚で説明しますと、アメリカの子会社にジャーゲンズローションという製品がございまして、中国ではほとんど流通していない商品なんです。この侵害品が中国で作られていまして、中東、アフリカ、ベトナム、東南アジアといったところに流されているということです。これはコンテナ単位で流されているということで、結構な量を止めることができます。基本的には中国から出てくるものについては、甘い状況になっているので、今後は仕向け地で見つかっていますので、そこでの対応を強化していきたいと思っています。

このジャーゲンズローションというのは、日本の方はあまりご存知ではないかと思いますが、弊社にとってはグローバルブランドとしてワールドワイドに売れている商品です。こういったグローバル商品については税関対応を含めてやっていきたいと思っています。

総括しますと、今後の基本的な取り組み方針を簡単に説明しますと三つあります。今まで調査会社に情報を見つけてきてくれということをお願いしてきましたが、そうすると模倣品ビジネスの中で調査会社も生きていけないといけないということで、当然信頼がおけないところは偽情報をつかませたり、自分達で模倣品を作ったりすることがあります。また実際のマーケットシェアと合わないとか、いかにも作られた情報じゃないかというものも過去にありましたので、やはり販売の現場から模倣品情報の早期収集というのが大事じゃないかなと思います。実際に現場で見つかったものに対して掘り下げて対応していくということが大事かと思ひまして、こういった方針に切り替えたということです。

それからネット対策に関しては、今はタオバオ、アリババのネットプロバイダが中心ですが、今後はイーベイも含めて中国以外にワールドワイドでどのようなものが出ているのか、実態把握が出来ておりませんので、こういったものにも広げてやっていきたいと考えています。

最後に、中国から輸出されるものについては、中東、欧州、フィリピンといった仕向け地で対策を強化していかなければいけないと思っております。簡単ですが、こういう事例に基づいて、今現在、弊社としてはそれほど模倣品の数量は多くないという状況の中で、今後、売上が伸びて事業を拡大した時に模倣品対策はきちりやっけていかなくてはならないということで、今できることを必要最小限でやるという方針でやっております。

最後、他社との共同取り組みです。今まで日系企業とはやってきていました。私は2002年に模倣品担当の専任になったんですが、一社で出来ることというのは限られていますので、業界とか他社の過去のベストプラクティスとかノウハウを吸収しなくてはならないということで色々な外部団体に参画してきました。最初に参画したのは、

日本商標協会の中の模倣対策委員会、2005年にこちらの上海 IPG の化粧品ワーキング、2007年に日本化粧品工業連合会の中に模倣対策商標委員会を作りました。こういった日系企業との連携・共同取り組みというのはやってきました。

今年はもうちょっと広げまして、欧米企業との交流、QBPC への加入です。これは特に化粧品業界において中国で成功していますロレアル、プロクター・アンド・ギャンブル、ユニリーバといった大きなグローバル企業がどういうことをやっているか、当然彼らは相当数の摘発をやっているんです。我々が持たないノウハウというところを彼らから学べるんじゃないかということで、今年から枠を広げまして欧米企業との交流をしていこうということでスタートしました。

化粧品というのは、他チャンネルということで、どちらかと言うと他の業界さんと異なり共同取組がしやすいんじゃないかと思います。というのは、欧米も含めて、侵害者の工場が作る模倣品というのは例えば今日は資生堂、明日はコーセー、次は P&G とか一つの単純なボトルにブランドだけ変えて作っていくということが比較的簡単に出来るということなので、当然一社のブランドの模倣品をずっと作り続ける侵害者は少ないと思います。そういったところは必ず大口の侵害品を作っていますので、例えば P&G の製品、SK-II の製品、ロレアルの製品、メイベリンの製品とかを作っているところで、弊社のカネボウ製品や他の製品を作っていると思います。なので、うちとしては量は少ないですが効率的にやるためには大口の商品を作るような侵害者のところに共同レイドでかければ当然見つかって、費用案分すればコスト的にも安くなるということです。このような方法を我々としてはコバンザメ作戦と呼んでいます。今の我々の状況からすればそういった身の丈にあった対応でいこうということで今やっております。

以上が弊社の模倣対策の状況です。ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

宮川さん、どうもありがとうございました。花王の商標対策、ネット対策、税関対策をお話いただきました。また業界の取り組みに関しては、昨日 QBPC の欧米三社と化粧品 WG の方々が昨日会議をされまして、非常に活発な議論をされたという次第です。宮川さん、どうもありがとうございました。

前半のほうは企業2社の取り組みということで発表させていただきました。この後、休憩が入りまして、その後、業界団体また WG の活動は見ていきたいと思います。17時まで休憩とさせていただきます。

それでは第2部後半に入りたいと思います。前半は個別の企業2社のご紹介でしたけれども、これから業界団体、またはワーキング活動のところの模倣品対策を見ていきたいと思います。これから、「ベアリング業界の試み&ベアリング WG2012年活動」ということで、日本ベアリング工業会の佐藤様より、お願い致します。

[テーマ] 「ベアリング業界の試み&ベアリング WG2012年活動」

[講師] 日本ベアリング工業会 国際部長 佐藤 稔氏

日本ベアリング工業会の佐藤と申します。お世話になります。

今日はベアリング業界としての試みを広めに紹介し、時間があれば WG の 2012 年活動についてもふれていきたいと思っております。

ご覧の写真ですが、これは WBA という組織がありまして、WBA というとは皆さんボクシングを思い出すと思いますが、B はベアリングです。その組織が 2010 年、青島税関と会合を開いた際に、青島税関が催してくれた焼却ショーです。手前の人ガスバーナーを持っていて、鉄を一生懸命溶かしていた訳です。このようなことも WBA でやっていますが、それらを後程ご紹介します。

まずはベアリング業界についての対策の変遷ということで、私どもの工業会、それからそれを取り巻く環境、WBA 含めて流れをご説明します。JBIA とありますが、これが私達日本ベアリング工業会のロゴでございまして、登録証もございまして、そこで委員会ができましたのが 1999 年です。それから 2008 年に至るまで共同摘発或いは調査ということをして、工業会団体としてやってきてまいりました。また並行しまして 2000 年からは訪中ミッションということで、全体で 8 回にわたりまして北京の中央政府や山東省、浙江省、或いは税関といったところにミッションを派遣していた訳です。

ところが 2006 年に WBA 結成があります。説明が書かれておりますように、WBA は日米欧の三団体により構成されています。結成から 2 年後に日米欧の 7 社が参加しまして、偽造対策委員会が立ち上がり、そこから共同摘発などが始まりました。それに続きまして 2009 年、メンバー 6 社が IPG に参加しました。中国における日本の団体としての活動の一端を担っております。

まず WBA という組織による対策の特徴を紹介したいと思います。欧米企業というのは非常にトップが熱心です。時々興奮して顔を真っ赤にして机を叩いて専門家に怒りをぶつける訳です。非常に熱心です。したがって現在 WBA における偽造対策の委員長は、欧州最大手の上級副社長が議長を務めておりまして、私は事務方ですので副社長に対して執事のように仕えている訳でございまして、特に欧州勢はロビーが非常に好きでして、特に今年 9 月には北京の政府にロビー活動をしたいと申しております。

二つ目、委員会としてはロビー活動にフォーカスと書いております。これは個別企業の摘発活動を支援するという目的です。したがって中国では税関総署と上海、天津、寧波、青島という四つの税関に対するロビー活動をメインにしております。四つのほかにもアモイとか、必要であれば地域を拡大する予定ですが、現在のところ上海、天津、寧波、青島の税関、或いは上海、天津、浙江、山東という四つの地域の行政機関に対して集中的なロビーをやっております。

それから、PSB、AIC、TSB がありますが、それに加えて去年は市政府にもロビー活動を行いました。またインドでは今年ムンバイ税関を予定しているところです。

つぎ、共同摘発です。これもやっておりますが、これはロビー活動のバックアップという意味合いでありまして、模倣品を摘発するための摘発ではないです。あくまでシンボリックなサンプル摘発と書いてありますが、理由と言いますのが各企業に個別の政策と予算がありますし、欧米と日本では注目地域が異なります。そういうことから、共同摘発はシンボリックなものになっております。

現時点では対象国としましては、中国、インド、ラテンアメリカに注力しております。去年までアラブ諸国への対策をしておりましたが、ドバイからの中継貿易が減りましたので、対策を停止しております。

それから広報活動も一つの重要な鍵として、これはアメリカの団体が非常に好きなんです。やはりアメリカ人はこういうのが大好きでありまして、ウェブサイトを作りまして或いは多言語ブローチャーを作って、或いはビデオを作るということをしている訳です。

続いて中国税関へのロビー活動をご紹介します。私達の基本活動というのは、税関

というのは物を通す機関であると認識、通す機関なのに逆にものを止めてくれるというのはありがたいことです、とまず感謝というのが先に立っております。続いて協力という姿勢です。また差し止めデータを集計しましてそれを整理して、一種のリスク情報として税関に提供しております。

それから個別企業の情報としては、正規品の輸出ルート、これはつまり製造者或いは輸出業者、これがどこの通関地を通るか、主な仕向け地はどこかということを一覧表にアップしまして渡している訳です。またブラックリストも渡したりしています。

つぎにベアリングというのは B to B の商品ですので、あまり分からない人が多いので、それを認識してもらおう、ということも大事です。

それから集計を見ますと、WBA のロビー活動が始まったのは 2009 年です。2008 年は 7 件しかありませんでした。2009 年、32 件、2010 年、74 件、2011 年、111 件と大体倍増してきております。2012 年はこれから集計になりますので、データはありませんが、やはり上海、天津、青島、寧波というこの辺がメインになることはこの表でも分かりますが、最近では南寧、ハルビン、昆明といった辺境税関での差し止めも現れてきております。

つぎにロビー活動としましては、市の行政機関があります。これは毎年対象地域を決めます。その地域を決めた場合には、必ずその対象税関を訪問することを決めた上で、その地域で WBA 参加企業の知財保護に貢献のある行政機関、或いは市政府を訪問することとすると同時に、前後してジョイントレイドを実施するという、言ってみれば花火を上げる訳ですが、そういった活動をしておりまして、今年は天津にしようと考えております。理由としては、昨年非常に大きな刑事事件がありました。ここにあるようなメーカーのベアリングの商標を侵害する刑事事件があり、不法経営額が 1 億元、それから控訴嫌疑者が 31 名という非常に大きな事件がありましたので、これは WBA として挨拶に行かなくてはいけないなということで決まっております。

つぎに広報キャンペーンですが、ご覧の様なウェブサイトを作ってこれを維持しております。下にアドレスがありますので、もしよろしければ今でも結構ですので覗いてみてください。この中には新しいニュースであるとかビデオが見られるようになっていたり、正規品の購入を呼びかけたりしている訳です。それと広報活動としてもう一つ、多言語ブローチャーポスターを作っております。今見えていますのは、ポスターサイドでございまして、この裏側がブローチャーになっております。たたくとブローチャーになり、広げるとポスターになるという類のものです。多言語にはかなり色々な言葉があります。今見ているのは中国語です。

それから広報キャンペーンとしましては、啓蒙ビデオを作ったことがあります。PP 上ではビデオショットを並べているだけなんですけど、ご覧のように英語、中国語、日本語もあります。あと私の知らない文字も沢山並んでいます。こういったビデオをウェブサイト、ユーチューブで流していく訳です。今このビデオの中国語音声を作ろうということで取り掛かっているところです。

それが出来れば中国のサイトやユーチューブで流していこうということを考えております。

以上が WBA の世界でして、次は IPG におけるベアリングワーキングはどういうことをしているのかについて、簡単に紹介させていただきます。昨年 9 月に世界ベアリング展覧会というのがありまして、実はこれは中国でしかやっておりません。2 年に 1 回、上海で開催されます。主催が中国の協会です。ここには中日欧米の大手が参加すると共に、約 600 の企業が展示参加しております。大体 1 階は大手がどんと展示してい

まして、2階が中堅、そして3階に非常にあやしい世界が広がる訳ですが、そこを調べようということです。メンバーの板山 WG 長も非常に率先して乗り込んで調査を支援したということです。

結果として明らかな侵害が5社見つかりましたが、疑義者が非常に多いです。右側の方を見ますと、ある利用者の場合には運営サイドを見ますと、こういった著名なベアリングの輸入をしていると言って、なぜか輸出のための宣伝をしているんです。展覧会の調査結果としますと、欧米中東で月産40万個、展示品はないと、こういったような業者もゴロゴロしているのが展覧会の状況でして、次回は2014年ですが、もう少し何か考えたことをしないとイケないかなと思います。

もう一つIPGのベアリングWGに関する活動としまして、水際からの遡上調査です。背景について簡単に説明しますと、2011年、市場調査をしました。ところが輸出へのかかわりを主張する業者がいくつかあったんですが、全てライセンスを持っていないとのことでした。したがってブローカーとか貿易商がいるのではないかということです。ベアリングの中国での出荷を見ますと、上海税関を通関するのが中国全体の約5割を占めます。したがって差し止め件数も上海で非常に多いです。なので上海市場というのは当然注目したいのですが、結果はこうでありました。また通関業者を見ますと、なぜアモイや深センが上海を通関するのかという疑問がありまして、したがって近隣に集積地でもあるのではないかというのが一つ目の疑問です。

二つ目の疑問というのは2011年の事業で通関データをいただきました。これは一種類の軸受けについての半期の通関データでして、これは少し調査が遅れましたが、2011年～2012年にかけて調べた訳です。差し止めを受けた業者をデータで検索しますと、43の業者がヒットした訳です。この43業者を調べてみますと、10回以上通関しているのが12業者以上いました。その43業者をサイトで調べてみますと、一番目立つのが、海外著名ブランドを輸入していますと、なぜ輸入業者が輸出するのかと思う訳です。また通関データを調べた結果、類型が分かってくるので、改めて通関データを仕向け地別に振り分けてみますと、似た業者が出てきました。他にも非常に疑わしいグレー業者を抽出した訳です。これを実際差し止めた業者、レッド、イエロー、グレーと色をつけて、実態はどうなっているのか調べようと考えました。実際は、イエローからレッドに昇格した例もございます。

これはWGが上海税関を推薦した案件をそのまま書いています。ちなみにこの業者は上海税関で捕まったのですが、そのあと9月に、アモイから出荷しているんです。その他にも19回通関している訳です。仕向け地も非常にきわどいところが多いということで、実態を調べていかななくてはイケないということで、調査に入りました。達成度を考えまして、実際差し止めをうけた業者にフォーカスすることからスタートし、メンバーから処罰決定書などを集めました。期間は2011年1月から2012年の6月末日までの一年半分を対象としまして、約82件が集まりました。これを全部調べるわけにはいきませんので、まず所定の条件を設定しまして、サンプリングと期間を考慮しまして更に3社に限定しました。そしてその実態について調べていただきました。

結果として、最後に選択した三つの業者すべてに輸出のネットワークの実態が確認できました。これは差し止め情報から水際への遡上ができるということを確認できた訳ですし、同時に何度も何度も通関するレッド業者が、きちんとしたネットワークを持って常に模倣品を輸出しているという証拠になった訳です。したがって、いつでも再犯がありえるということです。上にありますように、まだ期間的にも精度的にも実際の調査が不十分なのが現状です。

この実態調査をどのように使うのかと言いますと、「製造業者をたたくつもりはございません」というのは、輸出業者から見ましたら、工場は何百もありますので代わりの製造業者はいくらでも見つかる訳です。ですから輸出業者をたたくしかないということです。しかし、溜まるのを待ってからやるのかということ、これも難しいです。やはり一つはネットワークにかかる情報を税関に通報するという事です。再犯時にできれば刑事移送を目指すとか、また再犯をやったという時には移送するとか、いろんな考えがあるかと思えます。

この業者は内陸なのですが、上海、杭州、寧波の税関を使っていました。どうやらそれぞれの近くに工場があって、二つは判明していますが、一つは不明ということです。こういった輸出業者の主役たるところまではっきり分かってきた訳です。

最後になります。WGとしては先ほど申しましたWBAのロビー活動へも参加して、協力しております。去年は4月に税関総署に行きまして、7月から8月にかけて青島税関から山東省内の各行政機関、8月には寧波税関に行きました。写真は寧波税関のもので、板山WG長が副関長に挨拶をしているところです。右側はWG長がベアリングについて皆さんに講義している写真です。

以上で終わります。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

佐藤様どうもありがとうございました。いろんな業界団体でも、国際的な連携、WBAのような形で活動しているというところはほとんどありません。正式な取り組みということで、本日ご依頼してお願いをさせて頂きました。ありがとうございました。

続きまして上海 IPG の二つ WG の活動報告ということで、取り組みをご紹介します。自動車・自動車部品 WG 活動報告を本田技研工業（中国）投資有限公司の猪之詰様、よろしくお願い致します。

[テーマ] 「自動車・自動車部品 WG 活動報告」

[講師] 本田技研工業（中国）投資有限公司 知財法務部 部長 猪之詰 毅氏

それでは自動車・自動車部品のWG活動を報告させて頂きます。我々は2007年の7月から活動をしておりまして、記載しております目的で、掲載している8社で活動しております。2012年の我々の活動実績と、2013年の予定を以下に述べる四つのテーマでこれからご説明させていただきます。

一点目は、価額認定プロセス研究です。この研究の目標は、模倣行為の根絶ということです。具体的な手段としては、模倣行為を法に基づいて適正な金額で算定し、違法性に則した処罰をちゃんと実現して欲しいということを目的にしております。

2009年から2011年にかけて、我々はそれぞれ実際のAIC、TSBの方々と実態に関して議論したり、どのような活動をしているのかということをお聞きしながら、本研究の主要な主張点というのをまとめて参りました。

5点あります。自白に頼らない価額認定をして欲しい、分からないときには純正品を含む中間価額で算出して欲しい、全国で統一した不法経営額の算出基準を運用して欲しい、基準に基づいて妥当な刑事移送をして欲しい、再犯は情状が重いと認定して欲しい、という5点を主張点として繰り返してやって参りました。

2012年は、この主張を3年間かけてやってきたということから、多少は効果があるのかなということをお聞きして、改めて現状はどういう傾向になっているのかという、

現状把握を再度やってみました。この現状把握に基づいて、我々の研究の主張点を研究し見直して、再度主張をリニューアルしてやっていこうということを、今年行いました。

簡単にアンケートの結果をご報告します。3年間、我々8社のワーキングメンバーの処罰決定書が出た402件というのを対象に行いました。

その中で、7~8割を占めるAICの内容をご報告します。我々が、AICが提示した不法経営額が権利者としてよいと思う割合は、残念ながら9%しかありませんでした。妥当でないものを検討してみましたが、その内の30%ほどは、権利者としては刑事移送されるべき大きな案件ではないかということが含まれています。更にAICが提示する平均額を算出してみましたが、我々権利者からすると3割程度の不法経営額としか認定してもらえませんでした。不法経営額と割合を考えますと、3割の中でも50%以下、その中でも25%以下が半分も占めているということで、権利者としてはほとんど満足がいけないような不法経営額の認定でした。不法経営額が決まったら、それに準じて罰金額をAICは決めていただいています。罰金額は年々と増えているというのは、非常に良い傾向でした。ただし、罰金額を算定する基準というのはバラバラであるという実態が分かりました。では、どうしてこのような結果になったのかという理由を少し探ってみますと、一番大きな理由としては帳簿がないということです。それから堂々と自白を認定しているというAICの数も馬鹿にならない程度にはありました。それから今、ベアリング工業会の方も言われていましたが、複数の商標をコピーしているにも関わらず、それが基本的に加算に全く反映されていないという実態も分かりました。そこで、2012年、我々が今年、中央・地方政府の人にお問い合わせの主張点というのは、これらの具体的な数値を使って、より分かっていたような具現性のある主張点を四つに絞りました。

まずは帳簿の保管義務違反です。これは会計法に基づいて、ちゃんと厳格に対応して欲しいということです。2点目は、処罰決定書を出す、さらに必要事項はちゃんと書いてくださいということです。三つ目は、複数の独立商標を違反したものについては、それに準じた厳格な対応をして欲しいということです。四つ目は、どうやって不法経営額を算出したのかというプロセスをちゃんと明示して欲しいということです。

以上のことを、12の主要な主張点にまとめ、今年はIIPPFと我々IPGとの合同ミッションであるSAICと、先日行われた広東省のAIC、TSBにこの主張をして参りました。2013年度に関しましては、この主張点が確実に中国でやっていただけると我々が考えるような法改正や司法解釈の提案というものを作り上げて、なんとか秋から冬にかけてのロビー活動を展開していきたいと思っています。

2点目は、模倣業者排除に関する行政機関への働きかけです。こちらについては、主に二点で活動して参りました。一点目は、再犯業者含む修理業者への侵害行為防止セミナーです。こちらの方は杭州市とタイアップして実施することができたのですが、残念ながらブラックリストに載るような企業は2社しか参加してもらえなかったということで、来年度に関してはより多くの再犯業者が参加して、今後も再犯を継続しないようなセミナーにしていきたいと思っています。もう一点は、ブラックリストというのを、我々まとめておりますが、このブラックリストに基づく市場検査、摘発というのも杭州市と一緒にやりました。

ちなみに杭州市はこの写真にありますように、我々自動車・自動車部品WGから表彰させていただいたんですが、残念ながら今年度のBPAには落選してしまったんですが、違法看板、要はお店の看板をほぼ100%排除してくる非常に協力的なAICでした

ので、そのお礼を兼ねながら、もう少しブラックリストの排除をやってくださいという、お礼をしに行きました。快く受けていただいたんですが、実施時期であった9月上旬が例のデモ騒動で、我々と一緒に行動できなくなって、約束までで今年度は終わってしまいました。ということで、2013年度の活動は、杭州市におけるブラックリスト業者の検査と摘発実行を行うということと、更に広州市のほうで予定しておりますが、ブラックリストの修理業者のセミナーと、業者の排除を実施していきたいと思っています。

3点目、お客様啓発活動です。これのメインの活動は、5年間活動してきた広州モーターショーで直にお客様に模倣品の危険性等を教える活動をして参りました。さらに今年度は、昨年QBPCと一緒に合同開催できたのですが、JAMAとJAPIAに共同参加して頂いて、合計4団体における共同出展ができたというのが、今年度の成果です。さらに定点観測の意味合いで、アンケートも5年間取り続けていまして、右側の円グラフのようなアンケートを我々の方で分析して、それを来年度以降のネタにしてお客様への遡及というのを効率を上げようと考えています。

来年度は、原点に立ち戻るような話なのですが、模倣品の危険性以外に、正規店、要は我々が売っている正規店で買ってもらうのが一番良いんだ、というPRを再度しなくてはいけないというようなことがアンケート結果から出ましたので、正規店での購買促進をしていこうと考えております。

最後に、模倣品ネットワークに関する調査です。これは色々なWGの方々も同様に感じられているように、模倣品が分散・巧妙化されているということから、我々の調査は上流を見つけるというのではなく、上流をどうやって効果的に見つけられるのかという一つ一つの手段を解明したいということでやっています。今年度はエアバッグとガラスという二種類を題材に実行して参りました。基本的には、上流の部品工場までにたどり着く事は出来たのですが、周辺の業者、例えばパッケージングやラベリングをする会社にたどり着くことが出来なかったため、来年度は下流から最上流のパッケージングやラベリングをする会社までを見つける製造ルート解明の調査手法を確立したいということで、活動していく予定です。簡単ですが以上です。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

猪之詰様、どうもありがとうございました。自動車・自動車部品WGは、価額認定プロセスにもあげられますように、まさに模倣対策のシンクタンクというか、こういうところで研究されたものがIPPFのミッションですとか建議事項の実証、裏づけになるようなご説明をさせていただいております。ありがとうございました。

続きまして水際対策WGの取組紹介、こちら水際WG長の小林様よろしくお願ひ致します。

【テーマ】 「水際対策WGの取組紹介」

【講師】 愛普生(中国)有限公司 中国知識産権分室 部門經理 小林 利彦氏

水際WGの取組紹介をいたします。非常に大きなWGになっておりまして、現在38社にご参加いただいております。運営幹事は以上の通りになっております。今日は活動方針と、2012年度の活動報告と2013年度の活動計画について説明いたします。

まず活動方針です。長期方針ですが、権利侵害品輸出入の減少ということで、権利侵害品の輸出入がしにくい環境の実現、それから権利侵害品の輸出入が割に合わない環境の実現を目指しております。中期方針としては、税関差し止め強化に向けた制度

運用の改善を目指しております。

2013年度の活動方針は、全体のレベルアップということで、制度運用の理解、それから情報収集、調査、分析と、WG内を強化し、かつ日系企業の全体のレベルアップを推進するという事です。二つ目は、税関との連携強化ということで、個別の課題に対し、税関総署及び重要税関との課題解決をはかるための連携を強化します。

2012年の活動報告になります。これが全体の取組内容の表になります。水際WGの全体会合は、基本的に上海IPG全体会合の前日に行っております。したがって、奇数月に開催しております、今年度は年6回開催しました。そして5月には、税関総署および華東地区税関との意見交換会を行っております。さらに同日に、水際WGの貢献部門の感謝式なども行っております。その他、税関の真贋判定セミナー、これがWGに参加する企業様の一番関心事項であります、5月、7月に行われたのですが、9月以降は日中関係の悪化に伴い、今年度後半は一度も開催できずに終わっています。

その他には、IIPPFの実務ミッションなどにも、我々協力させていただいております。1月の税関総署への建議書提出においては、水際からも出席させていただいております。その他、タスクフォース活動も行っております。最後に調査報告書、これを年間1本くらいは出せるように努力しております。

先ほど述べた、2012年度5月18日に行われた税関総署華東地区税関との意見交換会の様子でございます。この時は、巧妙化の事例についてご説明させていただいたのと、権利者と税関の情報共有手段についても議論させていただきました。税関総署側もこの意見交換会を評価していただいております。今後は華東、華南地区税関だけではなく、さらに違う地域との交流も拡大して欲しいとの要望を受けております。

これは同日行われた水際WGの貢献部門感謝式の様子でございます。ご推薦いただいたものを水際WGとして貢献部門感謝式で推薦いたしました。青島税関が選ばれて、PSBとの綿密な連携により、刑事立件に導いたということが選定理由になっております。

次は、タスクフォース4の活動の様子です。地方税関に出向いて、日本企業の意見を述べるような式になっています。ここでは、両税関の基本状況であるとか、2011年度の通関実績及び知財関連業務の実績について意見交換を行っております。

これは7月に開かれた税関セミナーの福州とアモイ税関の様子です。参加企業は、7社、11名の方がご参加いただきまして、真贋判定セミナーを開くことができました。

タスクフォースという活動がありまして、各テーマにおいてWG内から賛同者を募って、個別テーマについて活動しております。1から4がございまして、1が真正品差し止めの減少を目指した活動、2が模倣品差し止めの増加を目指した活動の推進、3が法改正研究、4が地方税関との交流活動でございます。今年度は、このタスクフォース活動がなかなか低迷してしまったこともありまして、その反省も踏まえて2013年度はふたたびタスクフォース活動が活発になるように立て直していく予定でおります。

このページは調査報告書でございます。まさに昨日のWGで冊子をお配りすることができましたが、今年は中国での税関知的財産権保護にかかる活動事例集というものを作りました。特に第三章では、海外発注にかかる中国内OEM加工に関する事例というのを深く調査しております。

来年度の活動計画です。基本的には今年度低迷していた活動を活発にするということで、我々としては水際WGだけではなくて、日系企業全体のレベルアップをリードできるように努めてまいります。さらに税関総署とのコミュニケーションを強化して

いくつもりでいます。

2013年度ですが、全体会合は上海会合の前日に年5回行う予定です。調査に関しては、税関案件刑事移送調査について調査をして冊子を作成する予定です。今年度ほとんどできなかった税関セミナーについて、出来るだけメンバー企業のアンケートで上位にあった税関に対してセミナーが行われるように努力したいと思っています。

次にタスクフォース活動ですが、ここで説明しますと、タスクフォース1については各社のホワイトリスト管理について意見交換していきます。タスクフォース2については、ここに掲げている三つのテーマを取扱っていく予定です。一つは税関セミナーの改善に関する検討、二つ目は、リスク管理関連情報の提供に関する課題の更なる追求ということをやります。三つ目は、調査内容とリンクさせまして、刑事移送の推進についても見当していくつもりです。タスクフォース3では、法改正研究ということで、税関総署側が知的財産権税関保護条例の改正のため、それに向けた取組を今年行うということでしたので、我々としてもそれに合わせた改正に向けた研究をして、税関総署に対して出来るだけ日系企業のためになるような条例改正になるように働きかけていきたいと考えております。タスクフォース4は前年度と同様でして、地方税関との交流をすすめてまいります。以上になります。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

小林様ありがとうございます。業界団体、またワーキングの二つの活動を見て参りました。個別活動もさることながら、こうやって集まってやることによって、効果的な対策をとれるということをご認識できたのではないかなと思います。これ以外にも業界別のワーキングがございますので、ぜひ皆さんも関心があれば参加していただければと思います。

最後に中国知財取引市場の概要と日本企業の留意点ということで、上海では5月に上海国際技術交易会、まさに市場での取引の新しい試みがされるところです。最近、この部分も調査報告ができましたので、その概要をジェトロ北京事務所の高村より、ご報告させていただきます。

【テーマ】 「中国知財取引市場の概要と日本企業の留意点」

【講師】 ジェトロ北京事務所 知識産権部 副部長 高村 大輔氏

只今ご紹介にあずかりましたジェトロ北京事務所の高村と申します。皆様、最後の講演でお疲れのことだと思いますので、分かりやすく簡潔にお話させていただきたいと思います。

こちらの写真が、北京で3年前より開催されておりますオークションの会場の写真です。2012年度第三回目は、北京以外にも寧波、東莞などの都市でも開催されるようになりました。こちらは大連で開催されている中国国際専利技術産品交易会の写真です。これは2002年から過去8回開催されておまして、主催はCCPITと遼寧省人民政府です。写真から見て分かる通り非常に大規模な展示会です。政府も積極的に開催を支援しています。

実は写真にあります展示会以外にも、例えば深センでは2012年までに同じような技術交易会が14回開催されています。その他にも南京市、天津市でも展示会がこれまで開催されておまして、今年の5月に上海で展示会が開催されるということです。ただ上海技術交易会は支援母体が商務部で、展示会は沢山あるものの、支援している

政府機関は例えば科学技術部、国家知識産権局、商務部であったりと様々で、支援機関によって展示会の性質も少し異なるということが言えると思います。

またオークションや展示会というのは期間を限定したイベントですが、中国には技術取引を仲介している仲介機関が、百四十数カ所ございます。そこでは日々、マッチングをしております。大手の技術取引所ではウェブ上で売買情報を掲載して、マッチングを図っております。そういったシステムが、この地図にあります重慶市でも導入されるなど、中国の各地に広がりつつあるという状況です。また取引は、これまで沿海部が中心でしたが、これから技術導入が盛んになるとされる中部、西部地域については、例えば西部地域の13省が共同で、中国西部技術戦略連盟を昨年成立させました。この連盟の中で、この地域に技術を導入するためにどういうことが必要かというのを協議する枠組みが作られています。さらに武漢市であれば技術移転や研究成果の実用化に1億元を投入することが発表されていますし、河北省は技術取引が盛んなところですが、これからは市場を管理する条例を作ろうということが検討されています。

このように政策的に非常に熱心に中国の技術取引市場を形成しようという動きがあります。実際に技術取引市場がどういうことになっているのかという概要について触れたいと思います。2011年の技術契約額は、4,764億元(日本円にすると約7兆円)の規模があります。ここに中国のGDPの1割と書いていますが、1%です。現在のGDPの1%程度の規模があります。これを4年後の2015年には今の倍の8千億元まで取引額を増加させるということが政策としてうたわれています。

中身について見てみますと、実際には技術開発、委託、共同による技術開発契約というのが全体の45%を占めております。それから技術サービスが全体の40%で、合わせると技術開発であったり、それに伴う技術サービスが全体の85%になります。我々が通常技術取引と言いますと、特許の売買であったりライセンスを思い浮かべるのですが、その意味での技術移転は全体の11%程度しかないということが、この統計から見て取れます。中国政府は非常に積極的に支援をしておりますが、実際の特許の売買であったりライセンスという点では、なかなか市場はそこまで伸びていないということが言えると思います。また技術取引と通常言うときの概念についても広い捉え方を中国ではされているのではないかと思います。深センの国際技術取引を行っている展示会を見にいったところ、ハイテク技術を基に作った製品の展示であったり、研究成果の発表が主でした。そこで取引の商談をやっているというような雰囲気はその場からは感じられなかったです。

もう少し中身を見ますと、先ほど45%が技術開発ですとお伝えしましたが、そのほとんどは委託開発で、共同開発はあまりないということが分かります。それから技術移転は市場の11%ですが、そのほとんどはノウハウで全体の7.3%を占めています。特許の実施許可が市場の1.9%、専利の売買は全体の1.2%で、中身を見ると約6割が発明、約4割が実用新案という状況です。

次に産業別に見ますと、四角で囲ってありますが電子情報、セールス、医薬、新素材、これらの五つ分野は第2次五カ年計画で戦略性新興産業と定められておりますけれども、この分野での取引というのが全体の55%を占めています。市場自体が伸びているということもありますし、国家プロジェクトがこの分野で盛んに行われているので、委託開発の契約額がこの数字を押し上げているのではないかと思います。

地域別に見てみますと、四角で囲っております北京、上海、江蘇、浙江という華東地域が技術の提供地になっています。それ以外の地域が技術の受け地ですが、経営資

源が沿海部から中西部に移管しているということが推測されます。この資料は科学技術部の統計を基に作成しております。商務部でも技術取引額の統計があるので、そちらをもう少し精査してみないと、この数字の意味が分からないのではないかと考えています。

それから、技術取引は誰が担い手になっているのかというのを表したのがこの表です。技術機構というのが研究部門でありまして、科学研究機構や高等の研究機関が技術提供者として約 11%を占めています。研究機関から研究成果の産業化が行われているということと、同様に買い手としては 8%を占めておりまして、産業界からの研究開発も受けているということが言えると思います。下の四角ですが、企業法人のうち、中国企業が全体の売り方の 68%、買い方の 55%ということで、主な担い手は中国企業自身であるということが言えます。これから推測できるのは、国有企業から民間企業に技術の移転が行われていたり、沿海企業から中西部に開発の委託であったり、経営資源が流れているということが言えると思います。

先ほど、技術取引所が百四十数カ所あると申し上げましたが、どういった取引所があるのかを三つの分野に分けました。科学技術部や知識産権局に関する技術取引仲介機関は政府系機関でございまして、国有機関を取扱う権利を有しております。それから政府の支援のバックアップを受けておりますので、幅広いサービスを提供しています。

それから政府の関与の仕方というのが、それぞれ異なりまして、ある技術取引所では、例えば政府部門からどこかの機関を經由して資本を入れていて、運営自体は民間方式をとっているというところもございまして、真ん中の列が研究部門で、日本の TLO に近い組織だと思います。ここは教育部や科学院に関連したところで、こういった機関では研究成果の産業化に主眼をおいて運営されています。このどちらにも分類できないものが国連の認可機関でございまして、例えば上海に南南全球技術産権交易所というところがございます。これは上海市政府の出資で国連に認可された機関です。以前、ODA と言いますと、北の技術を持って途上国を支援しておりましたが、それだと技術の土壌が違うので、なかなか現地に根付かないということで、南半球の途上国の技術を別の途上国に持っていくという趣旨で運営されている組織です。実際、この機関では中国や東南アジアの農業技術を、例えば同じく東南アジアであったりアフリカに技術移転するという取引事例を数多く支援しています。こういった仲介機関がどのようなサービスを提供しているかというのを主に三つにまとめました。一つがビジネスマッチング支援です。公開データベースでの売りたい買いたい情報のマッチングもありますが、個別に専門家が仲介しているケースもあります。またこれに関して利用者が、例えば取引所がもっているようなマーケティング情報であったり、技術動向情報を教えてもらうであったり、取引所が登録する時に審査した企業情報を提供してもらうことで、信用調査に役立てるといようなメリットもございまして、真ん中の列が経営、法務、決済等の手続きに関する支援です。例えば資産評価に対しては評価機関に依頼するというのも可能ですし、取引する特許の状態について調査してもらうことも可能です。また広く法律事務所、特許事務所、会計事務所とアライアンスを組んでいるので、そこからのコンサルティングサービスであったり、技術取引のための許認可制度について問い合わせることができます。

一番大きいなと思いますのが、取引決済の仲介です。これは取引所が資金、技術を預かってから双方に渡すということで、資金回収リスクの低減になると思います。すべての技術についてこれが適用できるとは思いませんが、こういったサービスを実際

に行っている取引所がございます。

それから金融サポートがあります。取引所は政府と繋がっているので、産業政策であったり、地元の優遇策の紹介を受けることもあります。或いは知財を担保に融資を受けるということで、中国で展開しようとする技術を基に現地で資金調達をして現地市場に入っていくということも検討できます。ただし、実際には特許だけでは担保は難しいということで、他でも担保対象になるということも伺っています。それから一部の取引所は証券化を行うということを発表しておりますが、これも証券取引法が改正されないとなかなか取引所で取扱うのが難しいというふうに伺っています。

右側の新聞記事ですが、これは2月20日に日経新聞に出た記事です。日本の特許黒字が約1兆円に迫るということで、アメリカに次ぐ第2位、立派な知財大国だと思います。記事の右側には、「知財立国、なお途上」とも書かれています。黒字額は非常に多いものの、半数は海外の子会社からの収入であることが課題として記載されています。

例えば左の図です。活用可能な技術があっても上手く活用されていない、もしくは防衛のためにもいらないというような取引可能なものがあれば、先ほどの仲介機関のサービスを利用することでライセンス収入を得るといったようなビジネスプランを描けるのではないのかと思っています。またマッチング機能に着目してみると、例えば展示会で出展ブースを出したり、商談会に出たり、自ら市場調査をして取引先を見つけたりという手法と共に、例えば技術取引機関のマッチング機能を利用することで効果的なマーケティングが出来るのではないかなと思いますし、この市場に入っていきつつも、前述のとおり、すぐに特許や技術を譲渡、移転することではないということです。

最後に、日本企業の留意点について記載していますが、知財のご専門の方々なので割愛させていただきますが、1点だけお話しさせていただきますと、技術輸出入管理条例を欧米企業はどのように位置づけているのかという点について、これから企業戦略WGで情報収集を行っていく予定です。これまでも清華大学の技術移転センターや、欧米企業を顧客とする法律事務所にヒアリングをかけてきましたが、例えば大学で研究をやった成果物が2点になったら、1点は企業がもち1点は大学が持ちますという、非常に大まかな回答であったり、法律事務所の方も、欧米企業を担当されている方ですと、技術輸出入管理条例を我々のように気にしていないような回答であるので、実際にそうなのかについては今後見当していかないとはいけないと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

○ジェトロ上海事務所 秋葉氏（司会）

ありがとうございました。

年度末のお忙しい中、皆さん資料を準備して頂いて発表していただいたということで改めて拍手をもってお礼を申し上げます。これにて第2部の方終了したいと思います。

アンケートをお配りしています。ぜひご協力して頂いて、ご要望をお聞かせいただければと思います。この後はお隣の会場で情報交換会を行います。以上を持ちまして、今年度最後の第63回上海IPG全体会合を終了いたします。次回、新年度は中国IPG上海部会ということで、5月16日に開催する予定です。また会場も不便だというお声

があったので、次回以降は花園飯店を予定しております。以上で終了します。皆さん長時間ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上